

1963年6月28日(第12回目)

1. 議論並びに散会時刻 (午前10時47分~午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席 番	氏名	議席 番	氏名	議席 番	氏名	議席 番	氏名
1番	天久盛	2番	此嘉定	3番	亮六	4番	久村天
4番	安富盛	5番	石川真	5番	正繁	6番	里川仲
7番	稻嶺正	8番	石田英	7番	正昌	8番	安大佐
10番	又吉正	11番	石川繁	9番	繁昌	12番	伊佐
12番	伊佐真	13番	城島盛	10番	昌男	11番	貞光
18番	中里幸助	19番	武昌	17番	伊仲	20番	村盛
22番	古瀬清次郎						

3. 不応招議員は次の通りである。

14番 伸村喜永 16番 宮里敏行

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長 伸村泰賛 勅典 周呂 真徳
税務課長 松川正綱 財政課長 当山喜一
水道課長 奥里裕俊 建設課長~島義昌

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川正綱 書記照屋義 伊佐正義

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 議案第12号 1964年度宜野湾市才入才出予算について

日程第2. 議案第13号 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算について

9. 会議の頃未

1963年6月28日(第12回目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時47分~午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席番	氏名	議席番	氏名	議席番	氏名	議席番	氏名	議席番	氏名	議席番	氏名
1番	天久盛	2番	此嘉定	3番	名亮六	4番	天仲安	5番	村里春	6番	久村安
4番	安次富盛	5番	石川真	7番	大正繁	8番	田川安	9番	川佐大	10番	伊佐貞
7番	稻嶺正康	11番	石英	12番	昌男	13番	城島行	14番	佐村盛	15番	伊仲
10番	又吉正弘	16番	石繁昌	17番	伊仲	18番	中里幸助	19番	古波藏清	20番	次郎
21番	古波藏清										

3. 不応招議員は次の通りである。

15番 仲村喜永 16番 宮里敏行

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長 伸村春勝 助役 具屋真徳
総務課長 松川正義 財政課長 当山善喜 経済課長 沢し安一
水道課長 奥里裕俊 建設課長 島袋昌葉

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川正義 書記照屋義 伊佐正義

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 議案第12号 1964年度宜野湾市才入才出予算について
日程第2. 議案第13号 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出
予算について

9. 会議の顛末

議長～出席13名であります。町村自治法第53条により議会は成立いたしました。依つて只今より本日の会議を開きます。
(午前10時47分)

議長～審議中の1964年度の一般会計予算案議案第12号を議題と致します。

議長～總括質問を致します。

議長～暫休憩致します。(午前10時48分)

議長～再開致します。(午前10時53分)

10番～7款の11目これは商工業奨励の費目でありますが、米穀飼育の方に400\$計上されて居る様でございますが、その米穀飼育と云うのは現在出来ている米穀飼育委員会であるのか、又米穀飼育行事とされて居りますがその行事は如何様な計画をされて居りますか。

経済課長～商行会議所の補助申請になつて居りまして、米穀飼育行事としまして米穀飼育じゆう道大会と全島の相もう大会と云うのがその項目の中に含まれております。その経費の内訳を申しますと、会議費が30%事務通信費が4.8%宣伝費が2.12%米穀飼育じゆう道大会費が3.94%角力全島角力大会が2.87%合計で97.1%の経費を見積つて出しております。これは商行会議所の事業計画書であります。それに對して各々の商工業振興奨励補助金の補助率でもつて補助額を算定した金額がいわゆる4.94%と云う額になつております。補助率は会議費事務通信費が3.0%米穀飼育じゆう道大会と角力大会の行類が7.0%の補助率にして合計した金額が4.94%の金額になつて居ります。先の米穀飼育委員会とは全然關係はありません。

19番～只今の奨励費ですが、この補助額は商行会議所の計上した予算の何%位ありますか。

経済課長～会議費が3.0%それから事務通信費宣伝費が3.0%

12番～同レ額で18目災害対策費に2200\$の種馬鈴しゆの購入費が計上されております。農家は各々自分の必要量の種馬鈴しゆは買つて植え付けると考えられますが、この種馬鈴しゆはどう云うふうに配布なされるものですか。又このジャガイモと災害対策とどう云う關係になりますか。又このジャガイモを配布してどう云う意図がありますか。

議長～17番議員の出席を報告致します。

経済課長～いわゆる自分の必要量試注文して買つてあるんだが、これは余分の

議長～出席13名であります。西町村自治法第53条により議会は成立了しました。依つて只今より本日の会議を開きます。
(午前10時47分)

議長～審議中の1964年度の一般会計予算案議案第12号を議題と致します。

議長～総括質問を致します。

議長～暫休憩致します。(午前10時48分)

議長～再開致します。(午前10時53分)

10番～7款の11目これは商工業奨励の費目でありますが、米穂親善の方に400\$計上されて居る様でございますが、その米穂親善と云うのは現在出来ている米穂親善委員会であるのか、又米穂親善行事とされて居りますがその行事は如何様な計画をされて居りますか。

経済課長～商工会議所の補助申請になつて居りまして、米穂親善行事としまして米穂親善じゆう道大会と全島の相もう大会と云うのがその項目の中に含まれております。その経費の内訳を申しますと、会議費が30%事務通信費が48\$宣伝費が212\$米穂親善じゆう道大会費が394\$角力全島角力大会が287\$合計で971\$の経費を見積つて出しております。これは商工会議所の事業計画書であります。それに対して各々の商工業振興特別補助金の補助率でもつて補助額を算定した金額がいわゆる494\$と云う額になつております。補助率は会議費事務通信費が30%米穂親善じゆう道大会と角力大会の行裏が70%の補助率にして合計した金額が494\$の金額になつて居ります。先の米穂親善委員会とは全然関係はありません。

19番～只今の奨励費ですが、この補助額は商工会議所の計上した予算の何%位ありますか。

経済課長～会議費が30%それから事務通信費宣伝費が30%

12番～同し額で18目災害対策費に2200\$の種馬鈴しゆの購入費が計上されております。農家は各々自分の必要量の種馬鈴しゆは買つて植え付けると考えられます。この種馬鈴しゆはどう云うふうに配布なされるのですか。又このジャガイモと災害対策とどう云う関係になりますか。又このジャガイモを配布してどう云う意義がありますか。

議長～17番議員の出席を報告致します。

経済課長～いわゆる自分の必要量は注文して買つてあるんだが、これは余分の

ものはどういうふうに配布するのかと云う御質問でございますか、

12番～いえ、農家はですか自分が植付ける予想の種いもの量は自分の家で購入するだろうと云う想定の下に、

経済課長～だからこれだけが余計と云うことに考え方される訳ですが、これは趣旨は必ずしも今度の農家の需要量がこれ以上欲しくないと云う様なことではないと思うんです、これはもつと欲くはあつても高いから買えないと言つてあることがあると思うんです、だからこれだけ余計に種いもとしませんと、これだけを植える余地は充分に私はあると思うんです、あると云うふうに私は見ており生ずるので、これは配布されたから余つて困ると云う様な考え方農家には全然ないだろうと私は思います、それで配布の方法は作物別の災害ときびの災害の報告書は今まで居りますが個人個人ですか、こういう事を考えて農家の対象人員と対象の数とこう云うものをはつきりさせましてそのイモの計上する条件をつけましてその条件にしたがつて配布して行きたいと考えております、又生産面からいいましても馬鈴しよを作付ける時期が丁度秋冬でありますと他の農作物を栽培するには他の農作物、野さいでありますと栽培する時期と云うのがありますこのジャガイモとか云う様なものの栽培となると1番適当な時期じゃないかと思います、とても短期間において収益も多いし、収益するジャガイモそのものも農家の食料面も確保できるし、又換金作物としても最も適切な作物じゃないかとこう云う考え方方に基づきまして災害対策と云う費目に計上してある訳であります、

12番～耕作面積によつて配布なさる訳ですか、

経済課長～各人のひ害の実態の勘査と各部落の耕作地の面積そういうものを勘査しまして部落別に一応割当てをしまして、そしてその割当ての範囲内において条件をつけまして個人々々に対しては配布する訳です、

12番～この2200番分の種ジャガイモは何キログラム農家一戸当たりどの程度で平均考えておりますか、

経済課長～500箱でありますので、一戸当たり大体0、4箱位と云うことになります。

12番～キンにしたらどの位か、

経済課長～15キン位です、

11番～7款の3項に生活改善費として446番計上されて居りますが、過去におきました補助を受ける以上はこの遺族に対して経過報告を求めた事がありますかどうか、

ものはどういうふうに配布するのかと云う御質問でござりますか。

12番～いえ、農家はですか自分が植付ける予想の種いもの量は自分の家で購入するだろうと云う想定の下に。

経済課長～だからこれだけが余計と云うことに考えられる訳ですが。これは趣旨は必ずしも今度の農家の需要量がこれ以上欲しくないと云う様なことではないと思うんです。これはもつと欲くはあつても高いから買えないと言ふことがあると思うんです。だからこれだけ余計に種いもとしますと、これだけを植える余地は充分に私はあると思うんです。あると云ふうに私は見ておりますので、これは配布されたから余つて困ると云う様な考えは農業には全然ないだろうと私は思います。それで配布の方法は作物別の災害ときびの災害の報告書は今来て居りますが個人個人ですか、こういう事を考えて農家の対象人員と対象の数とでこう云うものをはつきりさせましてそのイモの計上する条件をつけましてその条件にしたがつて配布して行きたいと考えております。又生産面からいいましても馬鈴しよを作付ける時期が丁度秋冬でありますと他の農業作物を栽培するには他の農作物、野さいでありますと栽培する時期と云うのがありますこのジャガイモとか云う様なものの栽培となると1番適当な時期じゃないかと思います。とても短期間ににおいて収益も多いし、貯穀するジャガイモそのものも農業の食料面も確保できるし、又換金作物としても最も適切な作物じやないかとこう云う考え方に基きまして災害対策と云う観目に計上してある訳であります。

12番～耕地の耕作面積によつて配布なさる訳ですか。

経済課長～各人のひ害の実態の勘定と各部落の耕作地の面積そういうものを勘案しまして部落別に一応割当てをしまして、そしてその割当ての範囲内において条件をつけまして個人々々に対しては配布する訳です。

12番～この2200\$分の種ジャガイモは何キログラム農家一戸当たりどの程度で平均考えておりますか。

経済課長～500箱でありますので、一戸当たり大体0.4箱位と云うことになります。

12番～キンにしたらどの位か。

経済課長～15キン位です。

11番～7款の3項に生活改善費として446\$計上されて居りますが、過去におきまして補助を受ける以上はこの遺族に対して経過報告を求めた事がありますかどうか。

経済課長～補助金は交付要領によつて補助申請をされそれによつて実態報告がなされます。

10番～この商工会からの予算補助申請の内容ですか、事業内容、こういうものは後でプリントでお配り出来ないですか。

15番～今度の土木費でございますが、新年度の分で新城地内をやると云うことを聞いておりますが、市長さんにお伺いします、向うの方に今辰のあんきようがかかるつて居りますが、これは、はつきり構にした方が良いのか或は埋土にした方が良いのか、まだはつきりしませんですか

市長～これはずっと前から、どちらにするか、検討して居りますが、65年度でこの前まだ4、5日しかなりませんが、約26万位の賛同の頼りで申請する様にと云う連絡がありましたので、私達として此は一応は向こうに示された額以上の仕事を見積つて出した方がよからうと云うので20万を出して居りますが、その中に今構の工事もやる頼りで出してあります。それには今辰長に聞きますと、埋土でやる様な形で申請はしております。ところがまだ検討して技術的な面でどうしても立派構が良いと云うなれば途中で工事計画の変更はできると思うんです。今の所埋土の頼りで政府には申請はしております。

15番～すると、まだはつきりは決めてないと云うことですか。

市長～いさ指合がおりても譲負をする場合までは計画の変更は出来ますので今の所埋土としての概算で出してあります。確定的な設計はまだ出来上つて居りません。

15番～私が何故質問しているかと申上げますと、家が建つたもんですから、当然埋土をすると云うことになりますと、話を聞いてみると後2、3倍建つと云う予定だそうですが、はつきり当局が決めてないと当然埋土されると云う様な考え方で家を建ててやるとすれば、埋土する計画が誤破算になつてしまふに考えますので、当局として、はつきりした計画をもつておかんと更に計画し直すと云うことが予想されますのではつきり計画だけは一応構にするか、或は埋土にするかを決めてもらひたいことを要望申上げます。

10番～15番さんとも関連して質問致します。只今市長さんの御答弁によつて政府に陳情し、そしてやや出ると云う様なお話しを伺いまして非常に有難く思つて居ります。是非これが早急に実現していただき様努をしてもらうよう要望申上げます。4、5日前の商工委員会の答申の中にも、そう云つた大きな事業はどうしても都市計画とマッチした政府の補助をあおがなければいけないと答申したのでございますが、その中に応急措置として是非ともやらなければいけないところが1ヶ所附帯意見として出されておりますが、市長といたしましてこの次年度においてその箇所を為される御気持でありますか。

経済課長～補助金は交付要領によつて補助申請をされそれによつて実態報告がなされます。

10番～この商工会からの予算補助申請の内容ですか。事業内容、こういうものは後でプリントでお配り出来ないですか。

15番～4款の土木費でございますが、新年度の分で新城地内をやると云うこと聞いておりますが、市長さんにお伺いします。向うの方に今仮のあんきようがかかるつて居りますが、これは、はつきり稿にした方が良いのか或は埋土にした方が良いのか、まだはつきりしませんですか

市長～これはずっと前から、どちらにするか、検討して居りますが、65年度でこの前まだ4、5日しかなりませんが、約16万位の取扱の積りで申請する様にと云う連絡がありましたので、私達としてはこれは一応は向こうに示された額以上の仕事を見積つて出した方がよかろうと云うので20万出で居りますが、その中にも今の稿の工事もやる積りで出してあります。それには今課長に聞きますと、埋土でやる様な形で申請はしてあります。ところがまだ検討して技術的な面でどうしても立派稿が良いと云うなれば途中で工事計画の変更はできると思ふんです。今の所埋土の積りで政府には申請はしてあります。

15番～すると、まだはつきりは決めてないと云うことですか。

市長～いざ司令がおりても請負をする場合までは計画の変更は出来ますので今の所埋土としての概算で出してあります。確定的な設計はまだ出て居りません。

15番～私が何故質問しているかと申上げますと、家が建つたもんですから、当然埋土をすると云うことになりますと、話を聞いてみると後2、3棟建つと云う予定だそうですが、はつきり当局が決めてないと当然埋土されると云う様な考え方で家を建ててやるとなれば、埋土する計画が誤算になつてしまふというふうに考えますので、当局として、はつきりした計画をもつておかんと更に計画し直すと云うことが予想されますのではつきり計画だけは一応稿にするか、或は埋土にするかを決めてもらひ渡いことを異議申上げます。

10番～15番さんとも関連して質問致します。只今市長さんの御答弁によつて政府に陳情し、そしてやや出きると云う様なお話しを伺いまして非常に有難く思つて居ります。是非これが早急に実現していただく様努をしてもらうよう要望申上げます。4・5日位前の経工委員会の答申の中にも、そう云つた大きな事業はどうしても都市計画とマッチした政府の補助をあおがなければいかないと答申したのでございますが、その中に応急措置として是非ともやらなければいかないところが1ヶ所附帯意見として出されておりますが、市長といたしましてこの次年度においてその箇所を為される御気持でありますか。

市長～N会議と云う予算の次のいわゆる65年度ですか、それを予定しています。

議長～18番議員の出席を報告致します。

10番～今云われるのは、大きな工事でありますか、応急措置としてはすぐわざかな金ですか、できる箇所が市長さんがお分りでなければ議長さんに聞いて下さい。

市長～いわゆる恒久的な工事でなしにさし当つての工事ですか、その点は議長にもよく。

10番～よくお話をされてから御答弁下さい。

市長～今の議長の話ではブルが入院しているそうです、かえつたら一応あの岩盤がとれるかどうか、まだそこに当つて見たいとこういっています来週位からすぐ。

12番～産業経済の面で質問します。出荷対策費、産業・園体育活動費、それから廃棄物消費が全部属目なつて居りますか、その理由を質問します。

経済部長～出荷対策費はこの予算項目は過去数年もつて居りましたが、その対象はぶたの価格が数年前非常に下落しまして、そしてこれを安定させるために又価格を上げるために、農連の方が日本向けに、ぶたを輸出した訳です。そのためその経費をいくらかでも補助しようと云う形で農協に対しても出荷補助金と各生産者に対しまして、出荷補助金を交付してきました。その他には、馬鈴しょと玉ねぎの無荷を農協がやつてそしてその出荷と無荷補助金を出した訳であります。それからこの2、3年来ぶたの方はほとんど香港に輸出されないとになります。それから馬鈴しょ、玉ねぎの方も、玉ねぎの方はもう全然なくなるし馬鈴しょの方も年々無荷が減つて来まして。最近はほとんどもう無荷が出来なくなつて居る様な状況になつて居りますので、当初の予算額は非常に相当の金額をいつも計上する形であります。毎年々々不規則にほとんど回つて居ります。それで現年度におきましても250万円計上してあるんですが、たまたま100万円少しも消化していないと云う様な現状にありますので、これは生産形態がキビが主体になつていて、そういう云う作物があんまり農家が作らなくなつたと馬鈴しょの方は、或程度出荷されておりますので、この方は數がまだわずかでござります。農家の方も時期的に農協の無荷の時は貯蔵の安いために自家で一応貯ぞうしておいてそして値上がりの時に売ろうという傾向が強くなりまして無荷しようにも農協の方が年々東京が不振になつた様な傾向にありますのでその為に農協とも一苦労りまして、相談したりしてあります

市長～会審議と云う予算の次のいわゆる65年度のですか。それを予定しています。

議長～18番議員の出席を報告致します。

10番～今云われるのは、大きな工事でありますか、応急措置としてすぐわざかな金ですか。できる箇所が市長さんがお分りでなければ議長さんに聞いて下さい。

市長～いわゆる恒久的な工事でなしにさし当つての工事ですか。その点は課長にもよく。

10番～よくお話をされてから御答弁下さい。

市長～今の課長の話ではブルが入院しているそうです。かえつたら一応あの岩盤がとれるかどうか、まだそこに当つて見たいとこういつています来週位からすぐ。

12番～産業経済の面で質問します。出荷対策費、産業・園体育成活動費、それからじゅう勝地解消費が全部勝目なつて居りますか。その理由を質問します。

経済課長～出荷対策費はこの予算費目は過去数年もつて居りましたが、その対象はぶたの価格が数年前非常に下落しまして、そしてこれを安定させるために又価格を上げるために、農連の方が日本向けに、ぶたを輸出した訳です。そのためにその経費をいくらかでも補助しようと云う説で農協に対して集荷補助金と各生産者に対しまして、出荷補助金を交付してきました。その他には、馬鈴しょと玉ねぎの集荷を農協がやつてそしてその出荷と集荷補助金を出した訳であります。それからこの2、3年来ぶたの方はほとんど香港に輸出されないことになりますしそれから馬鈴しょ、玉ねぎの方も、玉ねぎの方はもう全然なくなるし馬鈴しょの方も年々集荷が減つて来まして、最近ほとんどもう集荷が出来なくなつて居る様な状況になつて居りますので、当初の予算額は非常に相当の金額をいつも計上する訳でありますが、毎年々々不要額にはほとんど回つて居ります。それで現年度におきましても250万円計上してあるんですが、たつた100万円しか消化していないと云う様な現状にありますので、これは生産形態がキビが主体になりまして、そう云う作物があんまり農作が作らなくなつたと馬鈴しょの方は、或程度出荷されておりますので、この方は数がまだわずかでございます。農家の方も時期的に農協の集荷の時は値段の安いために自家で一応貯ぞうしておいてそして値上がりの時に売ろうという傾向が強くなりまして集荷しようにも農協の方が年々事業が不振になつた様な傾向にありますのでその為に農協とも一応詰りまして、相談した訳であります

農協としても一寸これは年々こういう事業が低下してくる不振になつてくるので一応当分見合わそうと云うので集荷対策の補助金は今度は一応廃目にした訳です。それから2番目の産業團体活動費、これも数年やつて居りますが、これは対象が各部落の誰ちく組合とか農研クラブとかこう云う任職意団体に対しまして、その団体の資質向上のために講習会をするとか、或は先進地の視察をする場合にいくらかの補助金を出しておつた訳であります。ちく組合の場合或は農研クラブの場合におきましても毎年ほとんど観光バスに乗つて視察をして居りますけれどもこれがもう毎年やりました為にもう見る所がほとんどなくなつたと、何處に行くかが困つてしまつた様な実状にありますのでこれも申とをした訳であります。今後は市の総括的な視察費にもつて行つてその時期々々或は又市の方でこれは是非視察をさせることによつて農家の技術の向上或は啓発になると云う所があるならば、その時に市の方で計画をして視察をした方がより効果的であると云うことになります。これも廃止をした訳であります。それからこう廃地の方はほとんど対象がなくなつたと云うことになつて居ります。現在あります所は奨励金がありましても、ほとんど解消されない地域でありますと申しますのはいわゆる海岸の護岸のために戦前から不もう地になつた所とか、或は現在耕せば耕せる所ではありますけれども、これは真宗寺の病院の下の辻りこの辻はほとんど補助金がありましても到底耕をしないと云う様な見方をして居ります。そういう為に対象がなくなつた為に補助金は打切つた訳であります。

12番～出荷対策とか、或は生産団体への補助金は、特にその面を担当している経済課は、今年はもうそういう出荷がないから廃目にした或はそういう団体に補助をする必要がない。そういう考えでは、生産低下の基になるんじやないかと私は考えます。ですからこういう目はたといふらないとも是非置いてもらつてそして農業生産の農業者の養成のために御協力下さるようお願いをします。

経済課長～一応は復活させたいと思つております。

19番～昨日に引続いて農業關係いろいろ質問が続出して居りますが、要するに農業關係を受持つて居られる経済課は今年はもうそう云う出荷がないから廃目にした減はそう云う團体に補助をする必要がない。そう云う考えでは生産低下の基になるんじやないかと私は考えます。ですからこう云う目はたといふに農業關係を受持つて居られる経済課長を始め市長さんにおいてはその援助に対しては多大なる配慮を払つておられると云うことに対して敬意を表します。ですから一応この予算を見て見ますとそういう面の当面のいわゆる扶助策と云つた面に對しては或程度の配慮は伺えますけれども、もつと大切である所のいわゆる農業の基本指設を

農協としても一寸これは年々こういう事業が低下してくる不振になつてくるので一応当分見合わそうと云うので集荷対策の補助金は今度は一応開目にした訳です。それから2番目の産業団体活動費、これも数年やつて居りますが、これは対象が各部落の諸ちく産組合とか農研クラブとかこう云う任意団体に対しまして、その団体の資質向上のために講習会をするとか、或は先進地の視察をする場合にいくらかの補助金を出しておつた訳ですが、ちく産組合の場合或は農研クラブの場合におきましても毎年ほとんど観光バスに乗つて視察をして居りますけれどもこれがもう毎年やりました為にもう見る所がほとんどなくなつたと、何處に行くかが困つてしまつた様な実状にありますのでこれも中とをした訳であります。今後は市の総括的な視察費にもつて行つてその時期々々或は又市の方でこれは是非視察をさせることによつて農家の技術の向上或は啓発になると云う所があるならば、その時に市の方で計画をして視察をした方がより効果的であると云うことになりまして、これも廃止をした訳であります。それからこう廢地の方はほとんど対象がなくなつたと云うことになつて居ります。現在あります所は奨励金がありましても、ほとんど解消されない地域でありますと申しますのはいわゆる海岸の離岸のために戦前から不もう地になつた所とか、或は現在耕せば耕せる所ではありますけれども、これは眞赤喜の病院の下の辺りこの辺はほとんど補助金がありましても到底耕をしないと云う様な見方をして居ります。そういう為に対象がなくなつた為に補助金は打切つた訳であります。

12番～出荷対策とか、或は生産団体への補助金は、特にその面を担当している経済課は、今年はもうそういう出荷がないから開目にした或はそういう団体に補助をする必要がない。そういう考え方では、生産低下の基になるんじやないかと私は考えます。ですからこういう目はたといいくらないとも是非置いてちらつてそして農業生産の農業者の育成のために御協力下さるようお願い致します。

経済課長～一応は復活させたいと思つております。

19番～昨日に引続いて農業関係いろいろ質問が続出して居りますが、要するに農産業関係を受持つて居られる経済課長は今年はもうそう云う出荷がないから開目にした或はそう云う団体に補助をする必要がない。そういう考え方では生産低下の基になるんじやないかと私は考えます。ですからこう云う目はたといふに農産業関係を受持つて居られる経済課長を始め市長さんにおいてはその援助に対しては多大なる配慮を払つておられると云うことに対して敬意を表します。ですから一応この予算を見て見ますとそういう面の当面のいわゆる救済策と云つた面に対しては或程度の配慮は伺えますけれども、もつと大切である所のいわゆる農業の基本施設を

949

そう云つた面の施策がとほしいんじやないかと云つた様な感を深くするものであります。要するにまれにみるかんばつだと申しますけれども果してこのかんばつがいつ解除されるか、得てして例年においてはかんばつとは夏にあるものであります。いわゆるそう云うたことを考え方まくつた時に又今年だけがそう云つたかんばつだということは云えないであります。かかる点を考慮した場合にそういつたかん害を未前に防ぐと云うことは自らいわゆるこの施設である所の用水池の方の設置を是非必要だとこう考えて居ります。そう云つた点について水の問題は、これは単なる考え方だと云うんじやなくしてこれを該局人為的に或程度緩和できるんぢやないかとその結局は用水池の設置だと云つた様なことは、御考えに頗らなかつたか、どうか、又更に何を挙げますれば、いわゆる出荷の面においては、たに底だと云う様な場所にはその攝揚を軽減するためにはいわゆるケーブルを設置する等のいわゆるそう云つた基本施設についてのお考えはないものかどうか。その点お伺いします。若し現在の所そういつたお考えがないとするならば是非そう云つた面を配慮されでは非施策の中にうち立てられていわゆる予算を殺してでも組み替えてでもそういつた様な基本施設をやつてもらう様御要望申上げます。

経済課長～只今の御指摘は有難うございます。我々もそういう問題については構想と云うよりはそう云うものを施設しなければいかないと、そういうものこそ推進しなければいかないと云う考えをもつております。ちゃんと補助規則でも生涯施設の奨励補助金の項目を設けてあります。それでそれをうんと活用して農家自体がやる様に問戸を聞いてある訳であります。何しろ金額補助して、こつちが作つて上げるものでもないし、農家自体の企画と云うものが先ずそこには生まれて来なければいくら我々がやろうと思つても出来ない訳であります。その面はもち論客観的に指導していくという点においては、まだ充分にやないと云う点は確かに云えると思いますが、機会ある毎にそう云う面は我々も努力をして居る訳であります。

議長～4番、9番議員の出席を報告致します。

議長～質休憩致します。(午前11時42分)

議長～再開致します。(午前11時28分)

3 論～その問題と或程度関連しますが、先産業団体についての費目を羅目にしてある様でありますが、課長さんの趣旨を聞いて大体うなずける点もありますが、これはりエイチ農研ぢやなかつかかと思ひますが、その中に中央施設と云うことになれば或る程度の規制が必要かも知れませんが、産業団体の者が講習会とか、そう云うものを聞いて実際に活動している状況があると、そう云う面の羅目自体がおかしいじやないか、又そういう面の補助対策に代るべき講習会費とかを余計見積つて

そう云つた面の施策がとほしいんじやないかと云つた様な席を深くするものであります。要するにまれにみるかんばつだと申しますけれども果してこのかんばつがいつ解除されるか、得てして例年においてはかんばつとは夏にあるものであります。いわゆるそう云うたことを考えまくつた時に又今年だけがそう云つたかんばつだということは云えないであります。かかる点を考慮した場合にそういうかんばつを未前に防ぐと云うことは自らいわゆるこの施設である所の用水池の方の設置を是非必要だとこう持えて居ります。そう云つた点について水の問題は、これは単なる考え方だと云うんじやなくしてこれを経局人為的に或程度緩和できるんぢやないかとその結論は用水池の設置だと云つた様なことは、御考えにならなかつたか、どうか、又更に例を挙げますれば、いわゆる出荷の面においては、たに底だと云う様な場所にはその遮掩を軽減するためにいわゆるケーブルを設置する等のいわゆるそう云つた基本施設についてのお考えはないものかどうか、その点お伺いします。若し現在の所そういうお考えがないとするならば是非そう云つた面を配慮されて是非施策の中にうち立てられていわゆる予算を殺しても組み替えてでもそういうかんばつをやつてもらう様御要望申上げます。

経済課長～只今の御指摘は有難うございます。我々もそういう問題については構想と云うよりはそう云うものを施設しなければいかないと、そういうものこそ推進しなければいかないと云う考えをもつております。ちゃんと補助規定でも生産施設の奨励補助金の項目を設けてあります。それでそれをうんと活用して農家自体がやる様に開戸を開いてある訳であります。何しろ会員補助して、こつちが作つて上げるものでもないし、農家自体の企画と云うものが先ずそこには生まれて来なければいくら我々がやろうと思つても出来ない訳であります。その面はもちろん啓きう的に指導していくという点においては、まだ充分じやないと言ふ点は確かに云えると思いますが、機会ある毎にそう云う面は我々も努力をして居る訳であります。

議長～4番、9番議員の出席を報告致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時42分)

議長～再開致します。午前11時28分)

3番～その問題と或程度関連しますが、先産業団体についての費目を題目にしてある様でありますが、課長さんの趣旨を聞いて大体うなずける点もありますが、これは4エイチ農研ちやなかつたかと思ひますが、その中に中央施策と云うことになれば或る程度の規制が必要かも知れませんが、産業団体の者が講習会とか、そう云うものを聞いて実際に活動している状況があると、そう云う面の題目自体がおかしいじやないか、又そういう面の補助対策に代るべき講習会費とかを余計見積つて

居られるかと云えは、そうでない。却つて誠にしているとそれが講習会費なんか、202番位に削つると云う様なふうになつた場合には果してこれでいいかと云う様な考え方をもつてあります。市長さんの施政方針の中にもぶたのし育に対するは、多頭し育を奨励したいと思うと云うふうな施策があるんだから、それをうら付けとする様などう云う方法でしたいと云うふうなうら付けがないと云う面と現に又養けい農者においてはほとんどが自分で講師を招いて研究し立上つてやつているとその面を考えた場合にこういう面にも力を注ぐべきでないか、現に養けい農者においては自分で講師も招いて単独でやつて、その薦しゆし料の研究とか、或はコウジキンを買って貯ぞうし料をつくる方法とかいう様な方法を非常に研究してやつて居るんだが、そういう面において経済課そのものがこんなにこういう面には力は入れてないんじやないかと予算面でも、指導はどう云うふうにやられるか分りませんが、予算に表わされた面が1つもないと云うことを非常に残念に思うけれどもそれについて課長さん、市長さんの施政方針の中にどう云う方法でこう云うものを審成して行くと考えられるか。予算のうら付がないので特にそういう團体に対して、或は今後のそう云う面の方針を立てられるか、或いはそういう特定のし育とか或は、こう母きんとかそう云うのがあれば補助していくても買わして育成して行くとか云う様な方法をとるべきでないかと思うんだが市長さんとしてどう考えられるか。

議長～5番議員の出席を報告致します。

市長～これは施策にはあるんだが現在の予算には現われていないと云うのはこれは施策としては今の所おつしやる様に宣野浜市には養~~じん~~或は養けいを從来のままで各戸ともやつて行く状態ですが特に都市化しつつある所に都市計画もやるんだから、それに支障來すものは町の中にある老~~じん~~舎とか、養けいは確かに各戸でこれをやるとすれば、事業としても今後はし料の購入にしても生産品販売にしてもどうしても各族でいざあれもやりこれもやりして小さい村はむずかしいことで何とかして多頭し育、いわゆるこれを一つの企業としてやる様な方向にもつて行けば、それのし育場所にしても都市計画ともマッチ出来るんじやないかと思う訳でそこで向けていと施策をもつて居りますが、現段階においては、はつきりしてこれを組合制度にするか或は事業者を招いて事業者にするかと云うこともありますし、これの補助政策にしても市民に對して或は事業者に對してもこれは一轍にはいかない問題でありますので養けいにしても或は又養~~じん~~派~~じん~~にしても今個人でやつている所もあるし又組合つくつている様な所もありますが、この辺のところをどうしてこれを奨励して行くためにについては、よく課長とも話してこれからこの具体的な予算面に表わせる様なものを拾い上げてやつて行きたいと思つております。今年度にはまだそこの段階にまでは行つていないので予算には表われていないと云うことと申上げておきたい。

居られるかと云えは、そうでない。却つて誠にしているとそれが講習会費なんか、202番位に割つると云う様なふうになつた場合には果してこれでいいかと云う様な考え方をもつてあります。市長さんの施政方針の中にもぶたのし育に対するは、多頭し育を奨励したいと思うと云うふうな施策があるんだから、それをうら付けとする様などう云う方法でないと云うふうなうら付けがないと云う面と現に又養けい業者においてはほとんどが自分で講師を招いて研究し立上つてやつているとその面も考えた場合にこういう面にも力を注ぐべきでないか。現に養けい業者においては自分で講師も招いて単独でやつて、その隣しゆし料の研究とか、或はコウジキンを買って貯ぞうし料をつくる方法とかいう様な方法を非常に研究してやつて居るんだが、そういう面において経済課そのちのがこんなにこういう面には力は入れてないんじやないかと予算面でも、指導はどう云うふうにやられるか分りませんが、予算に表わされた面が1つもないと云うこと非常に残念に思うけれどもそれについて課長さん。市長さんの施政方針の中にどう云う方法でこう云うものを育成して行くと考えられるか。予算のうら付がないので特にそういう団体に対して、或は今後のそう云う面の方針を立てられるか、或いはそういう特定のし料とか或は、こう母きんとかそう云うのがあれば補助していくも買わして育成して行くとか云う様な方法をとるべきでないかと思うんだが市長さんとしてどう考えられるか。

議長～5番議員の出席を報告致します。

市長～これは施策にはあるんだが現在の予算には現われていないと云うのはこれは施策としては今の所おつしやる様に宜野湾市には養育た或は養けいを従来の今まで各戸ともやつて行く状態ですが特に都市化しつつある所に都市計画もやるんだから、それに支障来るものは町の中にあるぶた舎とか、養けいは確かに各戸でこれをやるとすれば、事業としても今後はし料の購入にしても生産品販売にしてもどうしても各家でいであれもやりこれもやりして小さい何はむずかしいことで何とかして多頭し育、いわゆるこれを一つの企業としてやる様な方向にもつて行けば、それのし育場所にしても都市計画ともマッチ出来るんじやないかと思う訳でそこで向けてないと施策をもつて居りますが、現段階においては、はつきりしてこれを組合制度にするか或は事業者を招いて事業者にするかと云うこともありますし、これの補助政策にしても市民に対して或は事業者に対してこれ是一事にはいかない問題でありますので養けいにしても或は又養育びぶたにしても今個人でやつてある所もあるし又組合つくつている様な所もありますが、この辺のところをどうしてこれを奨励して行くためについては、よく課長とも話してこれからこの具体的な予算面に表わせる様なものを拾い上げてやつて行きたいと思っております。今年度にはまだそこの段階にまでは行ってないので予算には表わされていないと云うことを申上げておきたい。

3番～先の市長さんの答弁の中に都市計画はしてこういうちく運営者が町の中には出来ないと云う様なことでありましたが、これは何が軍司令か、何かなかつたですか。2月1日までに立退かすとか何かそういう司令が来て居ませんでしたか。

市長～きいてないです。

議長～暫休憩致します。（午前11時36分）

議長～再開致します。（午前11時39分）

3番～先づきのご説明にも申上げました通りに、農業者においては大体ひ料の助成とか、或は病ちゆう害の助成とか、こう云う事をやつておりますが必ずしも養けい農者においての病ちゆう害のく賄費とか、こういう物の助成策とか、云う事がないと条例にもないんだけれども、今後そう云うような計画される考えがあるかどうか。

経済課長～そう云う必要性はその業者の方々の要望はまだ聞いておりませんけれどもそう云う事が切実に考えられておるとするならば、そう云うものも研究して進めたいと思つております。それから養けい業については市としましても、そういう関心を持つておりますので去つた1ヶ年位前になりますがこのたままで非常に軍が取る数量が少なくななりまして下落した場合があります。それでこの場合に輸入たままでの輸入規制とこう云う問題まで発展した訳であります。それが輸入規制と云う事は貿易政策上あるされなくてそしてその輸入規制は出来ないにしても、島内産といわゆる輸入たまとの差別を付ける為のゴム印での印を付て島内たまとの新鮮なたまとの値うちを認識させてこれの販路拡張査はかると云う面まではこぎつけたわけでございます。それでその時には全島的な養けい業の組合を組織すると云う様な動きもありますし、そして又中部地区にもそう云う養けい業の組合を作らんと遊いかんと云う事が云われて、そう云うものを見て市としましても是非市1円の養けい組合を作らなければいかんと云つて度々我々が集りを催しましてそして養けい組合の発足までは持つて行つた訳であります。しかしその発足はしたものの決められた役員も全然なにもしないと集りも全然持たないと。そう云うふうにありますと段階もその時はそういうこれに市も協力してそしてたまとの卸荷もやつてそしてし料の一括購入もして養けい業の健全な運営を計らうと云うふうな努力はした訳でありますけれども、何しろ現在の養けい業と云うのはし料とたまび販売とはすでにルートが出来ておらずして、これが新しいルートに切換えると云う事が非常に農家として心配のようあります。新しい組合に本みきらないのが現状であります。だからこういう問題はそうとう農家の方々が今のルートをはなれて、組織すると云つた事については、そういう勇気がいるんじやないかとそれを確実に補償する制度の農協の計画と云うものが生れてとなればとうてい市1円の養けい業の組合と

3番～先の市長さんの答弁の中に都市計画はしてこういううちく産業者が町の中には出来ないと云う様なことでありましたが、これは何が軍司令か、何かなかつたですか、2月1日までに立退かすとか何かそういう司令が来て居ませんでしたか。

市長～きいてないです。

議長～暫休憩致します。(午前11時36分)

議長～再開致します。(午前11時39分)

3番～先つきのご回答にも申上げました通りに、農業者においては大体ひ料の助成とか、或は病ちゆう害の助成とか、こう云う事をやつておりますが必ずしも養けい業者においての病ちゆう害のく除費とか、こういう物の助成策とか、云う算がないと条例にもないんだけれども、今後そう云うような計画される考え方があるかどうか。

経済課長～そう云う必要性はその業者の方々の要望はまだ聞いておりませんけれどもそう云う事が切実に考えられておるとするならば、そう云うものも研究して進めたいと思つております。それから養けい業については市としましても、そういう関心を持つておりますがこのたまごが非常に軍が取る数量が少くなりまして下落した場合があります。それでこの場合に輸入たまごの輸入規制とこう云う問題まで発展した訳でありますが輸入規制と云う事は貿易逆策上あるされなくてそしてその輸入規制は出来ないにしても、島内産といわゆる輸入たまごとの差別を付ける為のゴム印での印を付て島内たまごの新鮮たまごの値うちを認識させてこれの販路拡張をはかると云う面まではこぎつけたわけでございます。それでその時には全島的な養けい業の組合を組織すると云う様な動きもありますし、そして又中部地区にもそう云う養けい業の組合を作らんと度いかなと云う事が云われて、そう云うものを見て市としましても是非市1円の養けい組合を作らなければいかんと云つて度々我々が集りを催しましてそして養けい組合の発足までは持つて行つた訳であります。しかしその発足はしたもののが決められた役員も全然なにもしないと集りも全然持たないと、そう云うふうになりまして農協もその時はそういうこれに市も協力してそしてたまごの集荷もやつてそしてし料の一括購入もして養けい業の健全な運営を計ろうと云うふうな努力はした訳でありますけれども、何しろ現在の養けい業と云うのはし料とたまご販売とはすでにルートが出来ておりまして、これが新しいルートに切換えると云う事が非常に農家として心配のようあります。新しい組合にふみきらないのが現状であります。だからこういう問題はそうとう農家の方々が今のルートをはなれて、組織すると云つた事については、そういう勇気がいるんじやないかとそれを確実に補償する制度の農協の計画と云うものが生れてこなければとうてい市1円の養けい業の組合と

云うものは作れないんじやないかと思つております。以上経過だけ説明しておきます。

12番～建設課長にお伺いします。土木費の面で道路新設改良費が畠田に一件だけ出ておりますが、これ以降に助成するのかどうか、しないのか、そのへんお答え願います。それ以外に道路改修工事をする所も沢山あると思いますが、例えば私の野嵩の部落で通路の幅員を広くしてそして石粉を入れて道路を改修すると云う事は、もう9割は出来ておりますその為には地主にも当つて土地の提供をしてもらう。それから受益者に当つてはその労務をやつてもらうと云うふうに大体プランを立ててそして地主の納得も大体行つて順調にそのプランは立ててあります。こういう面に對して是非助成して頂くという考え方も持つておりますが當局としてどういうお考えを持つておりますか。もち論これは全面的に市財政におんぶされると云う気持は持つておりません。いくらか助成してもらえるかどうか、たつたこれ一件だけしほられてあるのかこのへんお願ひします。

建設課長～お答え致します。建設課の方としましては現在都市計画の市街地の方の検討をしておりますが、それに応じてさらに又農林地域においても農道といふものに對して計画を進めるつもりでおります。現在又その準備もしております。今まで行なわれて来た道路は前に各申しました様に62年の3月に政府に提出された所のプランによつて進められておる訳で御ざいます。これは政府の経済局でございます。それでそれを平行して宜野湾市の農道そしてそれ以外にも都市計画マリチした道路を新たに計画しようとするふうな方針を取つておる訳でございます。それで現在ここに計上されております。道路の方はすでに掛けて査定終つた道路でございましてこれ以外にも計画を進める方針でございます。以上でござります。

12番～私が聞いておるのは政府計画ではありません。市當局として、これが新設ではありません。私が聞いておるのは道路はあるが幅が小さいから将来は農業の近代化によつてブルトーラーとか、或は耕運機材或は半ば運搬の為のそういうものが入る程度に持つて行かなければならんと云う考え方の下におたずねしている訳です。政府の政策と併進う。市當局としてこういう問題に對してどういうふうにお考えになつているのか。

建設課長～この件に付ましては、首長の市政方針の中にもございました様に現在農道として從来まである道路は、幅員が小さいのでござります。それから地域的に見ましても必ずしも適當な位置かどうか、どういう所がまだ検討されてない訳でござります。それでなるべくその地域に応じて、又便利を良い。そにならない様に均衡のとれた道路網にして整理して行きたいと云うふうに考えております。

云うものは作れないんじやないかと思つております。以上経過だけ説明しておきます。

12番～建設課長にお伺いします。土木費の面で道路新設改良費が長田に一件だけ出ておりますが、これ以降に助成するのかどうか、しないのか、そのへんお答え願います。それ以外に道路改修工事をする所も沢山あると思いますが、例えば私の野嵩の部落で通路の幅員を広くしてそして石粉を入れて道路を改修すると云う事は、もう9割は出来ておりますその為には地主にも当つて土地の提供をしてもらう。それから受益者に当つてはその労務をやつてもらうと云うふうに大体プランを立ててそして地主の納得も大体行つて順調にそのプランは立てております。こういう面に對して是非助成して頂くという考え方も持つておりますが当局としてどういうお考えを持つておりますか。もち論これは全面的に市財政におんぶされると云う気持は持つておりません。いくらか助成してもらひえるかどうか、たつたこれ一件だけしばられておるのかこのへんお願いします。

建設課長～お答え致します。建設課の方としましては現在都市計画の市街地の方の検討をしておりますが、それに応じてさらに又農林地域においても農道というもんに対し計画を進めるつもりであります。現在又その準備もしております。今まで行なわれて来た道路は前にも申しました様に62年の3月に政府に提出された所のプランによつて進められておる訳で御ざいます。これは政府の経済局でございます。それでそれを平行して宜野湾市の農道そしてそれ以外にも都市計画がマツチした道路を新たに計画しようと云うふうな方針を取つておる訳でございます。それで現在ここに計上されております。道路の方はすでに提出されて査定終つた道路でございましてこれ以外にも計画を進める方針でございます。以上でございます。

12番～私が聞いておるのは政府計画ではありません。市当局として、これは新設ではありません。私が聞いておるのは道路はあるが幅が小さいから将来は農業の近代化によつてブルトーラーとか、或は耕運機材或はキビ運搬の為のそういうものが入る程度に持つて行かなければならんと云う考えの下におたずねしている訳です。政府の政策とは違う。市当局としてこういう問題に對してどういうふうにお考えになつているのか。

建設課長～この件に付ましては、市長の市政方針の中にもございました様に現在農道として從来まである道路は、幅員が小さいのでござります。それから地域的に見ましても必ずしも適当な位置かどうか。こういう所がまだ検討されてない訳でございます。それでなるべくその地域に応じて、又便利も良い。そにならない様に均衡のとれた道路網にして整理して行きたいと云うふうに考えております。

1・2番～私が聞いておるのはこの予算次年度において、これ一件にしほる訳ですかと聞いている訳です、補助金は、

建設課長～現在の所そうでございます。

1・2番～これ一件ですか、これ一件にだけしか補助金はやらないと云う訳ですか、自発的に地主に当つてそれで地主も納得してその道の幅もせまい所を広くして、そして農道を作つて行くとその道も。もちろん無償提供です、そう云う所に對して補助金或は石粉の提供とか、そう云うものの補ある程度の援助とか、そういうふうな補助あるべきだと私は考えております、先つきから叫上げたように市予算におんぶされるだけじゃなくいくらかの予定をするだけの責成をするための援助があつてほしいと私はたつたこれ一件に援助をして残りの自発的行為でやつていのに対しても市からの提供がない、或はいくらかの援助もないと云うことである所に私は納得出来ません、

議長～暫休憩致します、(午前11時51分)

議長～再開致します、(午前11時53分)

4番～若かん関連するかと思いますが、2～3ヶ月年前までは、末端行政の末端部落の土木事業を活発に行なわしめてそしてそれに市がある程度助成しておつたそういうふうな制度を取られておりました。しかし当然市の責任において維持管理をすべきだと云う立場から、あれを廃止致しましてそしてこの助成を廃止して市が責任を持つて維持管理をすると云う制度に切りえられておりますが、しかしあつて見た場合にやはりそこには末端部落のその意欲例えば自らの地域にある所のこの道路においてはある程度自分らが維持管理の責任を負うと云つた様な立場から復活すべきだと云う様な事を再三議会でも問題に發りましたが、これについては検討されましたかどうか、そして新年説においても尚市内にある所の道路網は市で持つて責任持つて維持管理をするんだといつた様な考え方あるのかどうか、それについてお伺いします、

議長～1番議員の出席を報告致します、

市長～市の事業で道路とか污水排水はこれは基本的な施設でありますので、市全体としての構想の下にこれを進めて行つた方が良いと、すぐ部落に補助金として金を配つて思い思いに道を作られた場合にその該市全体の計画との関連で困る事が出て来ませんか、と云う所から道路の各部落単位でやると云うことはまだに検討しても適当じゃないと思ひます、それから市道、或は該落道路それの維持管理については、部落から申請があれば、一応その係の方をやつてそして応接については石粉をまいたり、或はその他の指導等の協力はやりたいとこう思つております。

12番～私が聞いておるのはこの予算次年度において、これ一件にしばる訳ですかと聞いている訳です。補助金は。

建設課長～現在の所そうです。

12番～これ一件ですか。これ一件にだけしか補助金はやらないと云う訳ですか。自発的に地主に当つてそれで地主も納得してその道の幅もせまい所を広くして、そして農道を作つて行くとその道も、もち論無償提供です。そう云う所に対しで補助金或は石粉の提供とか、そう云うものの補ある程度の援助とか、そういうふうな補助あるべきだと私は考えております。先つきから申上げたように市予算におんぶされるだけじゃなくいくらかの予定をするだけの賛成をするための援助があつてほしいと私はたつたこれ一件に援助をして残りの自発的行為でやつているのに対して市からの提供がない。或はいくらかの援助もないと云うことである所に私は納得出来ません。

議長～暫休憩致します。(午前11時51分)

議長～再開致します。(午前11時53分)

4番～若かん関連するかと思いますが、2～3ヶ月年前までは、末端行政の末端部落の土木事業を活発に行なわしめてそれに市がある程度助成しておつたそういうふうな制度を取られておりましたが。しかし当然市の責任において維持管理をすべきだと云う立前から、あれを廃止致しましてそしてこの助成を廃止して市が責任を持つて維持管理をすると云う制度に切かえられておりますが、しかしやつて見た場合にやはりそこには末端部落のその意欲例えれば自分らの地域にある所のこの道路においてはある程度自分らが維持管理の責任を負うと云つた様な立場から復活すべきだと云う様な事を再三議会でも問題になりましたが、これについては検討されましたかどうか。そして新年度においても尚市内にある所の道路網は市で持つて責任持つて維持管理をするんだといつた様な考え方あるのかどうか、それについてお伺いします。

議長～1番議員の出席を報告致します。

市長～市の事業で道路とか茅堵排水はこれは基本的な施設でありますので、市全体としての構想の下にこれを進めて行つた方が良いと。すぐ部落に補助金として金を配つて思い思に道を作られた場合にその該市全体の計画との関連で困る事が出て来ませんか。と云う所から道路の各部落単位でやると云うことはまだに検討しても適当じやないと思います。それから市道、或は部落道路それの維持管理については、部落から申ら申請があれば、一応その係の方をやつてそして応援については石粉をまいたり、或はその他の指導等の協力はやりたいとこう思つております。

番～私が聞いているのは、もと論道路の新設だとか、或は農道の新設改良については都市計画及び土木事業の計画の下に当然市がなすべきだと言ふ私は考え方を持つておりますので、だがしかし現在ある所の道路の維持管理においてはその地域においてもある程度責任を持つてこの負担も考えるべきだという様な立場に立つての質問であります。そこでこの予算からすると助成と云う事は全然考えられてなくて。市の直営市がこの維持管理を維持修繕をやるんだと云うような予算の組み方でそれについてそういうふうな進め方を今後もやるのか、或は従来の維持管理をやらせておつた方法の現状が対象になつたかどうか。私が云うのは従来はその道路その部落が工廠は維持修繕をするんだと云つた様な計画を工廠立てた訳です、それでそこにあの条例の補助規程を適用してじや市がこの計画資料によつて予算の範囲内において70%までは補助してそれは定期的にしようが、資材にしようがそう云つたような方法を従来取つておつた訳であります。しかし2ヶ月前からそれを禁止して市でもつて耳を買ひ、そして山を買って全部市がそう云う石粉を散布して維持管理をするんだと云うような制度に換えられております。そういうお考えであるのか、又従来のある程度その部落に責任を持たしてやられるお考えであるのか。

市長～部落の道路の維持管理の修理は2ヶ月年この方も又その前もこれは部落にあると思いますが、只これを施工するにおいては、金を拂たして部落に責任を持ちきらせて言せると云うことじやなしに部落の方からそれが必要がある場合には市に申請して石粉或はブルドーザー或はグレーを出して助成すると援助すると云う方法をこの2ヶ月後或はこれから先も続けて行きたいとこう思つております。

番～市長の御答弁を聞いていると部落から例えば維持管理においてその地域の道路が非常に悪くなつたとそこでその部落の必要性があれば申請させるとそれによつて今度は市は協力をしていくんだと云つた様なお考えである訳ですか。そうするとその部落にある所の道路は誰の責任であるか、維持管理の面は法的に誰の責任であるか、お伺いします。

市長～部落の責任の道路もあれば市にある所のいわゆる幹線になる様な道路は市に責任はあるとこう思います。

番～市道において当然市の責任の維持管理或は政府補助においても、道路の整備において市に属しておれば当然部落から申請があろうが無かるうが。その維持管理の責任は市が負うべきだと云う私は考え方方に立つておりますが、市から部落から、悪いからなおしてくれと云う様な事がある場合に必ず限つて市が調査してさせると云つた様な考え方であるのか。

市長～市道ではありません、先づは部落の道路をあなたがおつしやつたから部落道路はそうあるべきだとその部落の中に市道があれば、これは

番～私が聞いているのは、もと論道路の新設だとか、或は農道の新設改良については都市計画及び土木事業の計画の下に当然市がなすべきだと云う私は考え方を持つておりますので、だがしかし現在ある所の道路の維持管理においてはその地域においてもある程度責任を持つてこの負担も考えるべきだという様な立場に立つての質問であります。そこでこの予算からすると助成と云う事は全然考えられてなくて、市の直営市がこの維持管理を維持修繕をやるんだと云うような予算の組み方でそれについてそういうふうな進め方を今後もやるのか、或は従来の維持管理をやらせておつた方法の現状対象になつたかどうか。私が云うのは従来はその道路その部落が1応は維持修繕をするんだと云つた様な計画を1応立てた訳です。それでそこにあの条例の補助規程を適用してじや市がこの計画資料によつて予算の範囲内において70%までは補助してそれは定期的にしようが、資材にしようがそう云つたような方法を従来取つておつた訳ありますが、しかし2ヵ年前からそれを廢止して市でもつて車を買い、そして山を買つて全部市がそう云う石粉を撒布して維持管理をするんだと云うような制度に替えられております。そういうお考へであるのか、又従来のある程度その部落に責任を持たしてやられるお考へであるのか。

市長～部落の道路の維持管理の修理は2ヵ年この方も又その前もこれは部落にあると思いますが、只これを施工するにおいては、金を持たして部落に責任を持ちきらせてさせると云うことじやなしに部落の方からそれが必要がある場合には前に申請して石粉或はブルドーザー或はグレーバーを出して助成すると援助すると云う方法をこの2ヵ年後或はこれから先も続けて行きたいとこう思つております。

番～市長の御答弁を聞いていると部落から例えば維持管理においてその地域の道路が非常に悪くなつたとそこでその部落の必要性があれば申請させるとそれによつて今度は市は協力をしていくんだと云つた様なお考へである訳ですか。そうするとその部落にある所の道路は誰の責任であるか、維持管理の面は法的に誰の責任であるか、お伺いします。

市長～部落の責任の道路もあれば市にある所のいわゆる幹線になる様な道路は市に責任はあるとこう思います。

番～市道において当然市の責任の維持管理或は政府補助においても、道路の整理において市に属しておれば当然部落から申請があろうが無からうが、その維持管理の責任は市が負うべきだと云う私は考え方方に立つておりますが、市から部落から、悪いからなおしてくれと云う様な事がある場合に署名限つて首が調査してさせると云つた様な考へであるのか。

市長～市道ではありません。先づは部落の道路とあなたがおつしやつたから部落道路はそうあるべきだとその部落の中に市道があれば、これは

市の方で維持管理はやらねばいかんとこう思うのであります。

4 番～お伺いしますが、無地番の道路、元の道路は無地番であります、無地番であれば私は当然法的には市の所有、或は市の所有に属するんだと云う見解に立つておりますが、それはあくまでも、その部落の所有であるのか、どうか、市道だけが市の責任においてはすべきだと云う様なお考えでありますが、無地番である所の部落にある道路そのものはその部落の権限に属するものであるか。

市長～無地番？

4 番～道路ですか、もうち論道路は無地番であります、市道であろうが、或は部落道路であろうが、それは市道の場合市の所有すると次は部落道の場合はその部落の所有者に属するのかどうか、市の所有に属するんぢやなくしてあくまでも部落の所有に属するかどうか。

市長～所有についてはこれは、部落だけではない、いわゆる丁度今の無地番賃貸料が市にこれを支払する様に法的にも管理とか、或は何を与えられた地料を主として総代表として受取つておりますが、これをその部落のものだけでもない、市だけのものでもない、いわゆる社会的に管われている様なそのものはこれは社会の全体のものであつて只これの維持管理は特に部落において施設された分についての維持管理は部落道路は、部落で持、市道は市道で持つて管理してこれを維持修繕をすると云うことであつて、その売つたり買つたりする様な権利と云う事はこれは市にもないとこう思うのであります。

4 番～私が聞いているのは当然この道路の責任ですか、道路に関する責任者は法的には部落であるのか市であるのか、

市長～修理とか維持管理でしょう。

4 番～それは維持管理であろうが、その道路に関する限り法的には誰が責任者ですか。

市長～どの法的ですか、その所有権ですか。

4 番～所有であろうが、或は又その道路ですか、例えば権限をそう云つた或は道路においては、或は道路の？

市長～~~浮~~水地ですか、今おつしやるのは、私が云うのは？

議長～暫休憩致します。（午後零時05分）

議長～再開致します。（午後零時15分）

市の方で維持管理はやらねばいかんとこう思うのであります。

4 番～お伺いしますが、無地番の道路、元の道路は無地番であります、無地番であれば私は当然法的には市の所有、或は市の所有に属するんだと云う見解に立つておりますが、それはあくまでも、その部落の所有であるのか、どうか。市道だけが市の責任においてはすべきだと云う様なお考えでありますが、無地番である所の部落にある道路そのものはその部落の権限に属するものであるか。

市長～無地番？。

4 番～道路ですか、もち論道路は無地番であります。市道であろうが、或は部落道路であろうが、それは市道の場合は市の所有すると或は部落道の場合はその部落の所有者に属するのかどうか。市の所有に属するんぢやなくしてあくまでも部落の所有に属するかどうか。

市長～所有についてはこれは、部落だけではない。いわゆる丁度今の無地番賃貸料が市にこれを支払する様に法的にも管理とか、或は何を与えられた地料を主として其代表として受取つておりますが、これをその部落のものだけでもない、市だけのものでもない。いわゆる社会的に使われている様なそのものはこれは社会の全体のものであつて只これの維持管理は特に部落において施設された分についての維持管理は部落道路は、部落で持。市道は市道で持つて管理してこれを維持修繕をすると云うことであつて、その売つたり買つたりする様な権利と云う事はこれは市にもないとこう思うのであります。

4 番～私が聞いているのは当然この道路の責任ですか。道路に関する責任者は法的には部落であるのか市であるのか。

市長～修理とか維持管理でしょう。

4 番～それは維持管理であろうが、その道路に関する限り法的には誰が責任者ですか。

市長～どの法的ですか。その所有権ですか。

4 番～所有であろうが、或は又その道路ですか。例えば権限をそう云つた或は道路においては、或は道路の？。

市長～譲水地ですか。今おつしやるのは、私が云うのは？。

議長～暫休憩致します。（午後場時05分）

議長～再開致します。（午後零時15分）

4 番～それについてはもう少し軽快して頂く様願います。そこでこの維持管理をなす場合に部落から申請があつたらやるんだと云つた様な市民の考え方であります。私は市民は市内の道路毎日の様にはしつております。そこでどの道路が1番悪いんだと云うことはたえずキヤウチしていると云う様は立場に立つた場合はその部落から申請があろうがなかろうが、土木事業と或は維持修繕を充分やるんだと云つた立場から、重点的に申請があろうが無かろうが、或はそういつた部落に所属しようが、城はそう云つたしかろうが当然市内の道路においては重点的に整理して行く或は修繕して維持していくと云つた様な立場がその処置が講じらるべきだと云うような考えに立つておりますが、それについても違ひないですか。

市長～はい、市当局の方で、たとえ市長じやなしに職員からでも特にこれに關係するのは建設課でありますから、あの道路は誰も何んともないんだが修理したいと思う所は、修理もし又これに對して排水が悪ければ工事もするというふうな事はこれは当然やるべきだとう思います。

4 番～先の部落から申請があるからやるんだと、或はないからやらないんだと云う事は云えない訳ですか。

市長～申請のないものは當然やらないと云う訳じやありません。特に市としてやらねばならないものはやります。申請があろうが無かろうがです

4 番～新年度においてはですか、この維持道路費の修繕費が3000万余り計上されておりますが、その道路維持の修繕する計画はどうなつているか、それについて。

建設課長～只今の御質問に答弁致します。道路の維持修繕で御ざいますが、現在まで道路の維持管理と云うのが申請によつてなさつておつた訳でございますが、その申請主義といいますか、申請による修理と云うのはこれからはなるべく廃止して行きたいと云いいますのは、役所の市の立場においてこれを申請じやなくして、こちらから進んでこう云うのを調査してそれで悪い箇所は遂次なおして行くとこう云う方向に持つて行きたいと思います。それで今市長の答弁にもありました様に申請によつてなされた事は確実に実施するとその以外においても、尙調査してやるとこう云うふうにおつしやられておるのでございます。

4 番～申請があろうが、1度はこの維持修繕をするんだと云つた様な計画的にこの予算が組まれるんじやないかと思ひますが、そういつた様な計画が申請箇所も含めて計画がなされているかどうか、新年度においていくらなされたか、その計画が、そしてその内のこの予算は何%であるのかそれを知りたい。

建設課長～これは？

4 質～それについてはもう少し研究して頂く様願います。そこでこの維持管理をなす場合に部落から申請があつたらやるんだと云つた様な市民の考え方であります。私は市民は市内の道路毎日の様にはしつております。そこでどの道路が工事必要いんだと云うことはたえずキヤウチしていると云う様立場に立つた場合はその部落から申請があろうがなからうが、土木事業と或は維持修繕を充分やるんだと云つた立場から、重点的に申請があろうが無からうが、或はそういつた部落に所属しようが、或はそう云つたしなからうが当然市内の道路においては重点的に整理していくか修繕していくかと云つた様な立場がその処置が講じらるべきだと云うような考えに立つてありますが、それについても違ひないですか。

市長～はい。市当局の方で、たとえ市長じやなしに職員からでも特にこれに關係するのは建設課でありますから、あの道路は誰も何んともないんだが修理したいと思う所は、修理もし又これに対して排水が悪ければ工事もするというふうな事はこれは当然やるべきだとこう思います。

4 質～先の部落から申請があるからやるんだと、或はないからやらないんだと云う事は云えない訳ですか。

市長～申請のないものは当然やらないと云う訳じやありません。特に市としてやらねばならないものはやります。申請があろうが無からうがです

4 質～新年度においてはですか。この維持道路費の修繕費が3000多余り計上されておりますが、その道路維持の修繕する計画はどうなつているか。それについて。

建設課長～只今の御質問に答弁致します。道路の維持修繕で御ざいますが、現在まで道路の維持管理と云うのが申請によつてなさつておつた訳でございますが、その申請主義といいますか。申請による修理と云うのはこれからはなるべく廢止して行きたいと云いますのは、役所の市の立場においてこれを申請じやなくして、こちらから進んでこう云うのを調査してそれで悪い箇所は逐次なおして行くとこう云う方向に持つて行きたいと思います。それで今市長の答弁にもありました様に申請によつてなされた事は確実に実施するとその以外においても、尚調査してやるとこう云うふうにおつしやられておるのでございます。

4 質～申請があろうが、工事はこの維持修繕をするんだと云つた様な計画的にこの予算が組まれるんじやないかと思いますが、そういつた様な計画が申請箇所も含めて計画がなされているかどうか。新年度においていくらなされたか。その計画が、そしてその内のこの予算は何%であるのかそれを知りたい。

建設課長～これは？。

4番～修繕すべき道路をですね、市内のそして重点的に新年度においては、申請がある箇所と、ない箇所でも重点的に修繕しなければいけないと云う計画がなされているんじやないかと思いますので、その計画がで、どの程度なされているか、それは市道であろうが、部落道路であろうが全部ひつくるめてどういうふうな計画がなされているかそれについて。

建設課長～現在この維持修繕費と云う費目でございますが、これを市内一円にわたつてなされております、市内一円にわたつてですか。

4番～市内一円にわたつて傾面にしてどの位の維持管理の計画がなされておりますか。

議長～暫休憩取します。(午後零時17分)

議長～再開致します。(午後零時18分)

4番～この維持修繕費の積算の基礎についてお答え願います。

建設課長～3414\$と云う石粉地域シヤボでございます、それが1時間当たり50セントの35時間の2回と云うことにしてシヤボ代が計上されております、それからトラックの2.50セントの250坪の2回分約500坪でございます、それからローラーの転圧費であります、これは1時間4\$それの35時間の2回とそれあら撒水車の2\$35時間の2回とそして今のシヤボ代が525\$それからトラック代が1250\$それからローラーの借用料が280\$それから撒水車の140\$とこう云うふうなのを計上してございます。

4番～私が云うのは資材費であります、今300\$と云うのは何坪分であるのか、資材費の石粉の意味じやないかと思いますか。

建設課長～これは石粉とそれからコンクリートをすな、バラス、セメントと云う物を計上して普通排水のアンキヨウに使う材料費を組んであります

4番～新年度において、石粉を必要とする量はいくらであるか、道路を整備するための石粉を原料とする数量についてお伺いします。

建設課長～この積算は非常にむつかしい問題であります、まだやつております、と云いるのはその道路について調べて行く必要がございますので実際の場合整備と合わせて削りて、さらに盛ると云うこともございますのでそこまではやつておりません。

4番～本年度の現行年度のですか、石粉を各部落にその維持費修繕のための石粉を配布して数量は全部でいくらであるのか。

4 番～修繕すべき道路をですね、市内のそして重点的に新年度においては、申請がある箇所と、ない箇所でも重点的に修繕しなければいけないと云う計画がなされているんじやないかと思いますので、その計画がです。どの程度なされているか、それは市道であろうが、部落道路であろうが全部ひつくるめてどういうふうな計画がなされているかそれにについて。

建設課長～現在この維持修繕費と云う費目でございますが、これを市内一円にわたつてなされております。市内一円にわたつてですか。

4 番～市内一円にわたつて額面にしてどの位の維持管理の計画がなされておりますか。

議長～暫休憩致します。（午後零時17分）

議長～再開致します。（午後零時18分）

4 番～この維持修繕費の積算の基礎についてお答え願います。

建設課長～3414\$と云う石粉地城シヤボでございます。それが1時間当たり50セントの35時間の2回と云うことにしてシヤボ代が計上されております。それからトラックの2.50セントの250坪の2回分約500坪でございます。それからローラーの転圧費であります。これは1時間4\$、それの35時間の2回とそれから撒水車の2\$35時間の2回とそして今のシヤボ代が525\$、それからトラック代が1250\$、それからローラーの借用料が280\$、それから撒水車の140\$とこう云うふうなのを計上してございます。

4 番～私が云うのは資材費であります。今300\$と云うのは何坪分であるのか、資材費の石粉の意味じやないかと思いますか。

建設課長～これは石粉とそれからコンクリートをつな、バラス、セメントと云う物を計上して普通排水のアンキヨウに使う材料費を組んであります

4 番～新年度において、石粉を必要とする量はいくらであるか、道路を整備するための石粉を原料を必要とする数量についてお伺いします。

建設課長～この積算は非常にむつかしい問題であります、まだやつております。と云いるのはその道路について調べて行く必要がございますので実際の場合整備と合わせて削りて、さらに盛ると云うこともございますのでそこまではやつております。

4 番～本年度の現行年度ですか、石粉を各部落にその維持費修繕のための石粉を配布して数量は全部でいくらであるのか。

建設課長～現年度にやつた石粉の量でございますが 639 坪になつております
それでこの内訳を申上げますと、

4 番～この予算で現在市内にもある道路網の整備がある程度整備出来る額であるかどうか、私は非常に少いと云う感じがしますが、

建設課長～これは普通程度でございますので、充分とは申上げにくいのでございます、それから補修の程度でございますが、現在くぼみ程度のもんと云いますので、これをいくらかの改良を加えてやると云う事になると現在量ではとても足りないと思います。

5 番～直野湾市の市政が現状維持ではいけないと云う事はそれは説明不要の常識であります、そして市政の方向は直野湾市が将来に向つて発展すると云うのが貝 1 つの方向であります、その場合にはあくまで積極と云うし勢で当局は市政に當つてもらわなくちやいかないと思うのですが、行政を積極的にならすためには、あくまで財源確保が第 1 要件であります、そこでその観点に立ちまして税関係で質問いたします、今後の税才入を市税才入の平常のあり方をながめて見ました場合繰越の才入がどうも納得出来かねる点がありますので市長に質問いたします、市民税固定資産税、事業税この税において見込額に対する計上額のパーセントが別々になつております、50% 60% と云つたふうにそこで質問に入ります、市民税の滞納繰越見込額に対する計上額を 50% におされた根柢よを説明して下さい、他の比較においてしようがないからこの質問のあり方を進めます、市民税が滞納繰越見込額に対する計上が 50% におされ固定資産税を 60% に抑え、事業税を 50% に押えてあるこの一率じやない所の最低パーセントはそこにそれなりの理由があつての計上のあり方だと思うんですが議会が納得出来るように説明お願いします、課長がいなければ、助役、助役が説明出来なければ市長答弁して下さい、予算説明書の最初のページ。

財政課長～これは今までの実績をかえての事でありますので、

5 番～実績を押えたと云うのが、この設定のあり方の理由になると今の説明からすると、そうすると今後も今までの実績でそのあり方を進めて行きたいと当局の意向になります、それで良いと思いますか、市長さんは、

市長～年々向上するように努力して行きたいと思います。

5 番～年々向上するように努力したいと云うのは口だけであります、そうでありますならば、実績はつまり今までのあり方はなつていないと云う事市長自から市政方針において残念であると云う事を自状して居ります、それならば今までのあり方から 1 歩も、10 歩も前進しなくちやいかないと云うのが当局の義務であります、であるにかかわらず実

建設課長～現年度にやつた石粉の量でございますが 639坪になつております
それでこの内訳を申上げますと。

4 番～この予算で現在市内にもある道路網の整備がある程度整備出来る額であるかどうか、私は非常に少いと云う感じがしますが。

建設課長～これは普通程度でございますので、充分とは申上げにくいのでございます。それから補修の程度でございますが、現在くほみ程度のもんとございますので、これをいくらかの改良を加えてやると云う事になると現在量ではとても足りないと思います。

5 番～宜野湾市の市政が現状維持ではいけないと云う事はそれは説明不要の常識であります。そして市政の方向は宜野湾市が将来に向つて発展すると云うのが只1つの方向であります。その場合にはあくまで積極と云うし勢で当局は市政に当つてもらわなくちやいかないと思うのですが、行政を積極的にならすためには、あくまで財源確保が第1要件であります。そこでその観点に立ちまして税関係で質問いたします。今後の税才入を市税才入の平常のあり方をながめて見ました場合繰越の才入がどうも納得出来かねる点がありますので市長に質問いたします。市民税固定資産税、事業税この税において見込額に対する計上額のパーセントが別々になつておられます。50% 60%と云つたふうにそこで質問に入ります。市民税の滞納繰越見込額に対する計上額を50%におさえた根きよを説明して下さい。他の比較においてしようがないからこの質問のあり方を進めます。市民税が滞納繰越見込額に対する計上が50%におさえ同定資産額を60%に押さえ、事業税を50%に押えてあるこの一率じやない所の最抵パーセントはそこにそれなりの理由があつての計上のあり方だと思うんですが議会が納得出来るように説明お願いします。課長がいなければ、助役、助役が説明出来なければ市長答弁して下さい。予算説明書の最初のページ。

財政課長～これは今までの実積をかえての事でありますので、

5 番～実積を押えたと云うのが、この設定のあり方の理由になると今の説明からすると、そうすると今後も今までの実積でそのあり方を進めて行きたいと当局の意向になります。それで良いと思いますか。市長さんは。

市長～年々向上するように努力して行きたいと思います。

5 番～年々向上するように努力したいと云うのは口だけであります。そうでありますならば、実積はつまり今までのあり方はなつていないと云う事市長自から市政方針において残念であると云う事を白状して居ります。それならば今までのあり方から1歩も、10歩も前進しなくちやいかないと云うのが当局の義務であります。であるにかかわらず実

積に基づいて云われるんですが、実績そのものを當てはめられたですか財政課長さん。

財政課長～そうではない訳でありますか、

5 番～さらに時間の關係上要約して進めますから、それならば実績をこの設置定のあり方はあくまで過去の実績が重要な算定の要素になつております、あなた方の説明によりますと、他のいわゆる第1予算の見込額に對してそれぞれ計上額は90%～100%を抑えております、なぜその努力がなされませんか、自信がないんですか、調査の上でいわゆるこの滞納者は現状において支払い能力がないものだと云う私性があつての上のこう云うパーセントの立て方ですか、さらに進めます、この各50%，60%そういうふうに計上額をはめてあります、これをそれぞれ80%まで上げた場合90%じゃなくて無理のない所の80%まで枠を抜けた場合には、私の概算では約7000\$余りの増収が確保されます、その滞納額の多くを80%でそれぞれ上つただけで7000\$余りの増収が財源がいわゆる確保されます、その7000\$余りの金と云いますのは、事務員の宜野湾市当局の事務員の課長級、10名は採用出来ます、10名を当局は人員不足もその都度理由にしておりますが、いくらでもいわゆる課長級10名の財源はそこらへころがっています、やれば出来る事をやらないと云うのは、あくまで当局が政治的意欲がない証であります、市長はこれも、あと任期中はやつて行かれると云う考え方があるんですか、

はつきりここで誠意ある答弁をお願いします、その場かぎりの答弁じゃなくて、

市長～あなたの云うのは、任期中はやめないと続けるつもりかと云う？

5 番～そうではありません、任期中までは当然やるつもりでありますか、

市長～何をやると云うんですか、

5 番～さあ、何んでしようか、

市長～努力をするつもりであります、

5 番～今の私の質問の内容で何を聞かれているかは、市長は当然判断してそれによつてこの範囲内で答弁あつてしかるべきです、

市長～やるつもりであります、

5 番～やるつもりでありますじゃないですよ、市長としてそういうふうな予算の立て方から、ちゃんと伺えます、意欲的じやないと云うことば、

積に基づいて云われるなんですが、実積そのものを当てはめられたですか財政課長さん。

財政課長～そうではない訳であります。

5番～さらに時間の関係上要約して進めますから、それならば実績をこの設置定のあり方はあくまで過去の実積が重要な算段の要素になつております。あなた方の説明によりますと、他のいわゆる第1予算の見込額に対してそれぞれ計上額は90%～100%を押えております。なぜその努力がなされませんか。自信がないんですか。調査の上でいわゆるこの滞納者は現状において支払い能力がないものだと云う私性があつての上でのこう云うバーセントの立て方ですか。さらに進みます。この各50%，60%そういうふうに計上額をはめてありますが、これをそれぞれ80%まで上げた場合90%じやなくて無理のない所の80%まで伸びた場合には、私の概算では約7000\$余りの増収が確保されます。その滞納額の方を80%でそれぞれ上つただけで7000\$余りの増収が財源がいわゆる確保されます。その7000\$余りの金と云いますのは、事務吏員の宜野湾市当局の事務吏員の課長級、10名は採用出来ます。10名を当局は人員不足もその都度理由にしておりますが、いくらでもいわゆる課長級10名の財源はそこらへころがっています。やれば出来る事をやらないと云うのは、あくまで当局が政治的意欲がない証であります。市長はこれも、あと任期中はやつて行かれると云う考え方があるんですか。

はつきりここで誠意ある答弁をお願いします。その場かぎりの答弁じゃなくて。

市長～あなたの云うのは、任期中はやめないで続けるつもりかと云う？。

5番～そうではありません。任期中までは当然やるつもりでありますか。

市長～何をやると云うんですか。

5番～さあ、何んでしようか。

市長～努力をするつもりであります。

5番～今の私の質問の内容で何を聞かれているかは、市長は当然判断してそれによつてこの範囲内で答弁あつてしかるべきです。

市長～やるつもりであります。

5番～やるつもりでありますじゃないですよ。市長としてそういうふうな予算の立て方から、ちゃんと伺えます。意欲的じやないと云うことは。

市長～年々向上させて行くつもりであります。

5番～私が云うのは根本的市政に対する根本的のあり方はそれで良いですかを聞いておる訳です。

市長～はい。

5番～良いと思われるんですか。

市長～はい。

5番～これだけ答弁を得たら後は又何をか云わんて聞く必要はありません。課長にお伺いします。予算編成の過程において、要求額の計上の中にこのパーセントは同じですか。見込額に対する計上額を5.0%～6.0%に上げたのは要求計上の場合と同じになつておりますか。パーセンテージは？。

財政課長～そうです。

5番～同じですか。それに対して市長はこれじやだめじやないか。もつと積極的に要請するには、そのパーセントではだめじやないかと云つた様な指導はなかつたかですか。或は勧告はなかつたですか。

財政課長～実積を考慮に入れての計上です。

5番～これはそこに予算案として滞納繰越見込額に対する計上のわくを設定してありますか。これは最初予算編成の作業の出発点あなた方が上司に要求書を提出しますか。その場合の資料もそつくり同じですか。そこでそれを見られて決定権を持つておられる市長がだめじやないかと云うようなそれは競会でも指摘されているし、8.0%くらい或は7.0%位まで上げなくちや。上げるように努力しなくちやいかんじやないかと云つた様な勧告或は注意指導はありましたですか。ありませんですか。

財政課長～はい。

15番～先日の経済課長の答弁によりますと予算面で才出の方が出来上つたのが5月の下旬だと云う事であります。これは市長の予算の立て方として健全だと思われますか。いわゆる才出の予算が各課長が要求する数字の半で立てたのが5月の下旬だと云う答弁でございましたけれども市町村の財政のあり方予算の組み方として妥当と思われますか。

市長～予算については、出来るだけ早く資料も集めてそして準備にかかるのが良いんですが、実際の所その資料がまとまるのがいつでも5月6月

市長～年々向上させて行くつもりであります。

5 曾～私が云うのは根本的市政に対する根本的のあり方はそれで良いですか
を聞いておる訳です。

市長～はい。

5 曾～良いと思われるんですか。

市長～はい。

5 曾～これだけ答弁を得たら後は又伺をか云わんで聞く必要はありません。
課長にお伺いします。予算編成の過程において、要求額の計上の中には
このパーセントは同じですか。見込額に対する計上額を50%～60%
に上げたのは要求計上の場合と同じになつておりますか。パーセン
テージは？。

財政課長～そうです。

5 曾～同じですか。それに対して市長はこれじやだめじやないか。もつと積
極的に要請するには、そのパーセントではだめじやないかと云つた様
な指導はなかつたかですか。或は勧告はなかつたですか。

財政課長～実積を考慮に入れての計上です。

5 曾～これはここに予算案として滞納繰越見込額に対する計上のわくを設定
してありますか。これは最初予算編成の作業の出発点みなた方が上司
に要求書を提出しますか。その場合の資料もそつくり同じですか。
そこでそれを見られて決定権を持つておられる市長がだめじやないか
と云うようなそれは議会でも指摘されているし。80%くらい或は70%位まで上げなくちや、上げるように努力しなくちやいかんじやな
いかと云つた様な勧告或は注意指導はありましたですか。ありません
ですか。

財政課長～はい。

15 曾～先日の経済課長の答弁によりますと予算面で才出の方が出来上つたの
が5月の下旬だと云う事であります。これは市長の予算の立て方と
して健全だと思われますか。いわゆる才出の予算が各課長が要求する
数字の半で立てたのが5月の下旬だと云う答弁でございましたけれど
も市町村の財政のあり方予算の組み方として妥当と思われますか。

市長～予算については、出来るだけ早く資料も集めてそして準備にかかるの
が良いんですが、実際の所その資料がまとまるのがいつでも5月6月

は
にならんと充分なるが出来ないので早いのに越た事はないけれども現実において実際やる場合にはその附近にしかやれないと云うのはこちらの収入見積を充分につきりするのもこの附近にして中には6月ならんとはつきりしないのも出てくるので概算で更正するよりもある程度そこに見積りをにぎつてから予算を立てるのが良いと思つて5月にやつておりますが早いに越した事はないけれども実際これを行ふにおいては5月の末でもけん定と云うよりも、しつかりした予算案を作るには止むを得ないんじやないかとこう思つております。

15番～概算的に構造でも良いですが、概算して出来た市長なりの構想として大体何月位までに出来る訳ですか。

市長～大体去年の予算がこれ位だから今年はこれは落るんだが、これは増すだろうと概算だつたならば、4月～2月～3月からでもそれは出来ると思います。ところが中には全然予想しないのが入つたり特に政府事業の如きはその支度や何がはつきりするのは年度末までもこれがはつきりしないのがありますので、あまり早いと云うと結局作つた予算を更正して行かねばならん様な事が多いとこう思う訳であります。

15番～総務課長にお伺いしますが、大体他市町村の状況についてはどうなつておりますか。

総務課長～大体中部地区の状況からしますと5月いつぱいで大体のほね組はまとまつております。最終的な形式的に整理して議案として議会に提出するようになるのは6月の上旬というふうなのが現在の状況であります。これは市町村自治法の規定によつて年度開始前に付ましての5月以前に提出しなければいけないとそういう何もござりますので、極力どの市町村においてもその方法を守りして整理をして行くと云うふうな状況であります。それから中部地区で20日以前に提案した所は、いわゆる宜野湾それからコザ美里はその点やつて居ります。それから大半の市町村は14～15日とか云うふうな何で大体半々位であります。平均の何でありますがユ様市長としての施策と云うものは実際において65年度の施策もちゃんと予算の構想と云うものをお立になつているかも知らないし、ただ攝成業務と云うのは、そう云う方法市政の着想を研究的にまとめると云うのが業務であります。いわゆる予算を前提とする政策の着想と云う事は毎日がその業務と又職務とあられると、だから攝成業務と云うものと政策的なものとはおのずから切りはなすべきものだと、たら最終的の計数整理の場合にいわゆる自分の施策をどういうふうな方向に重点的に反映させて行くかと云う事は予算攝成の場合におのずからそこはでてくる訳ではあります。大体予算攝成業務と云うのは、こういう事でござります。

3番～職員給に付きまして職員給が大体10ヶ月アルファという線でございますが、この線は財源があつて、これだけ持つて来たものか或は従来の

にならんと充分なる^はあくが出来ないので早いのに越た事はないけれども現実において実際やる場合にはその附近にしかやれないと言うのはこちらの収入見積を充分はつきりするのもこの附近にして中には6月ならんとはつきりしないのも出てくるので概算で更正するよりもある程度そこに見積りをにぎつてから予算を立てるのが良いと思つて5月にやつておりますが早いに越した事はないけれども実際これを行うにおいては5月の末でもけん実と云うよりも、しつかりした予算案を作るには止むを得ないんじやないかとこう思つております。

15番～概算的に構造でも良いですが、概算して出来た市長なりの構想として大体何月位までに出来る訳ですか。

市長～大体去年の予算がこれ位だから今年はこれは落るんだが、これは増すだろうと概算だつたならば、4月～2月～3月からでもそれは出来ると思います。ところが中には全然予想しないのが入つたり特に政府事業の如きはその度合や何がはつきりするのは年度末までもこれがはつきりしないのがありますので、あまり早いと云うと結局作つた予算を更正して行かねばならん様な事が多いとこう思つています。

15番～総務課長にお伺いしますが、大体他市町村の状況についてはどうなつておりますか。

総務課長～大体中部地区の状況からしますと5月いつぱいでは大体のはね組はまとまつております。最類的な形式的に整理して議案として議会に提出するようになるのは6月の上旬というふうなのが現在の状況であります。これは市町村自治法の規定によつて年度開始前に付さしての議以前に提出しなければいけないとそういう何もござりますので、極力どの市町村においてもその方法を導守して整理をして行くと云うふうな状況であります。それから中部地区で20日以前に提案した所は、いわゆる宜野湾それからコザ美里はその点やつて居ります。それから大半の市町村は14～15日とか云うふうな何で大体半々位であります。平均の何でありますが1様市長としての施策と云うものは実際において65年度の施策もちゃんと予算の構想と云うものをお立になつているかも知らないし、ただ編成業務と云うのは、そう云う方法市政の着想を研究的にまとめると云うのが業務であります。いわゆる予算を前提とする政策の着想と云う事は毎日がその業務と又職務とあられると、だから編成業務と云うものと政策的なものとはおのずから切りはなすべきものだと、たら最終的の計数整理の場合にいわゆる自分の施策をどういうふうな方向に重点的に反映させて行くかと云う事は予算編成の場合におのずからそこはでてくる訳ではあります。大体予算編成業務と云うのは、こういう事でございます。

3番～職員給に付きまして職員給が大体10%アルファアという線でございますが、この線は財源があつて、これだけ持つて来たものか或は従来の

ベースが低いもんだからこれに持つてきたかと云うのと貢献においてもさ。8パーセント年末貢与としてやつておりますが、そういう様な面のものか、もう一件は議員の報酬が他の市においては他の市を大体基準におかれている様にも感じられますが、議員の報酬では村の方を単位にして基礎において何か算定している様な印象を受ますが、市と云う立場と村と云う立場が違うんじやないかとそういう面で予算との関係もあると思いますが、どういう見方でそういう算定をしておられますか、その点？。

市長～どちらも最も大きくこちらとして参考にしたのは中部でも、中以正の市町村ではない繋接した様な市町村をどういうふうにしているかを1応参考にして実を立ててそして決定まで行くにはどうしても財源ともにらみ合さんといけませんので、いわゆるその市町村を見さらに自分の財源も見て今の様な案を作つた訳であります。議員の場合でも、それから職員の場合でも。

3番～市長の市政方針の中である事業をやろうと云う場合には、政府補助の申の事業を構想の中におり込まれておるものにおいて予算を伴うものにおいては、新年度の前まで予算を始めて使うと云う事になりますが市政方針の中でしたいと云う事は取り上げまして、新しい予算にそれがおり込まればと云う所は来会計年度でやると云う事が実行出来ないと云う様な解しやすくしてよろしいですか。

市長～とにかくその中には来年まで得たんでも、財源を得れば本年度でもやり得るのが出て来ませんかとこう思うのであります。

3番～来年でやれると云うのはそこに何か入つてくると云う財源の見通しでありますか。

市長～それがなくて今度の今の予算ではやつてないんで、財源があつたらこれまで通りに。

3番～財源が出れば出来るんですか、しかばねいますが、この市政方針の中で末端行政の計画を進められた訳でありますが、今度の市政方針の新年度が実施すると予定が立つてある事でありますが、それに付ましてまずあの場合の基本要項を考えた場合に基本要項の中に行政強化措置要項がある訳であります、その場合に各市有地の場合、浅は工場の廃止と云うようにそうとうの大きな予算をともねうもんぞそれによつてその趣旨被廃によって次の段階がくると思いますが、その予算は、只会賛費のいつでも360億しか出来ないと云うような事であります、この通り行なわれた場合には少くとも新設の区においては50%結合の新設の場合においては30%ですか、1部変更地区においては20%と云う様な基本要項がある訳であります、そうとうのこれは財げんのうら付がなければいかんと云う当面について、予算面には何

ベースが低いもんだからこれに持つてきたかと云うのと質辱においても8.8パーセント年末質辱としてやつてありますが、そういう様な面のものか。もう一件は議員の報酬が他の市においては他の市を大体基準におかれている様にも感じられますが、議員の報酬では村の方を単位にして基礎において何か算定している様な印象を受ますが、市と云う立場と村と云う立場が違うんじやないかとそういう面で予算との関係もあると思いますが、どういう見方でそういう算定をしておられますか。その点？。

市長～どちらも最も大きくこちらとして参考にしたのは中部でも、中以下の市町村ではない類似した様な市町村をどういうふうにしているかを上応参考にして案を立ててそして決定まで行くにはどうしても財源ともにらみ合さんといけませんので、いわゆるその市町村を見さらに自分の財源も見て今の様な案を作つた訳であります。議員の場合でも、それから職員の場合でも。

3番～市長の市政方針の中である事業をやろうと云う場合には、政府補助の中の事業を構想の中におり込まれておるものにおいて予算を伴うものにおいては、新年度の前まで予算を始めて使うと云う事になりますが市政方針の中でしたいと云う事は取り上げまして、新しい予算にそれがおり込まればと云う所は来会計年度でやると云う事が実行出来ないと云う様な解しやすくしてよろしいですか。

市長～とにかくその中には来年まで得たんでも、財源を得れば本年度でもやり得るのが出て来ませんかとこう思うのであります。

3番～来年でやれると云うのはそこに何か入つてくると云う財源の見通しでもありますか。

市長～それがなくて今度の今の予算ではやつてないんで、財源があつたらこれまで通りに。

3番～財源が出れば出来るんですか。しかば伺いますが、この市政方針の中で末端行政の計画を進められた訳であります。今度の市政方針の新年度が実施すると予定が立つてある事であります。それに付しましてあの場合の基本要項を考えた場合に基本要項の中に行政強化措置要項がある訳であります。その場合に各市有地の場合、或は工場の場合と云うようにそうとうの大きな予算をともなうもんでそれによつてその趣旨徹底によつて次段階がくると思いますが、その予算は、只会議費のいつでも360\$しか出来ないと云うような事であります。この通り行なわれた場合には少くとも新設の区においては50\$結合の新設の場合においては30\$ですか。1部変更地区においては20\$と云う様な基本要項がある訳であります。そうとうのこれは財げんのうら付がなければいかんと云う当面について、予算面には何

もしてないと云う事誰がこれを実行する立場において、とうてい無理じやないかと云う考え方を持つておりますが、それについて百長さんとしてはどう云う財源でどう云う目標でこの面はやつて行かれるか、そう云う副案がございますか。

市長～1店おつしやる様に新設した所においては、これだけの施設した所においてはこれだけの敷地があるし、市としてもどうしてもやらねやいかんと、こう思つておりますが、1店それを準備をしてちゃんと20区画が発足して行つて、その前に事務所とか、それから或は、何が必要じやないかと云う事になるんですが、実際上、今庁舎の拡張も今強いてあるし、区としてめそういう準備に対する補助金とか、或はこれの費用と云う事もほしいんだけれども、今の所その予算に出す事は出来ないけれども、次付とかの方法で財源を見出した場合には、今のようなものもやつて行くと云うふうなつもりであります。

3番～行政組織促進委員会設置要綱でございまして、それをやらん間は、これまで時期決定しない限り行政区画の変更と云うのは出来ないが予算化はされてないが、どうしたかと云う訳であります。

市長～今の所予算化はされてないが、直接この部落に行つてその人々にお願いして発足をさせようと云うので、別にこれを目標を上げるとか、そういう云う事はやらずにすぐお話し合をして相談してこれを進めて行こうと思つております。

3番～12月に更正された行政機関要綱と云うのは、単なる要綱であつて全然これとしては、やられんと云うことですか。予算はちゃんと支出の適用として、50%以内とか、そういう事として7号の中にあります訳ですか。

市長～今すぐそう云う何は予算の方にないので支給する訳にはいかないのであります。

3番～しかし、この？

市長～要するに計画通りのですか。委員会を設置しての仕事は今の所その支給しての仕事は、出来ないと云う訳です。

3番～しかし、この基本要項も開された場合にですか。その行政区設置規程第4号の規定に基き同規程の促進を計るため、行政組織強化促進委員会要綱をこの通り更に定めると云うような面で質問が参考人として出ておつたと思うんですが。しかし行政区設置規程を実行する面においても、この促進要綱に基づいてやつてもらわんと、とうてい出来んじやないかと思いますが、その面で単なる組織設定と云う様な方法をとられると云う事であります。しかし基本要項は放つて、それはない

もしてないと云う事態がこれを実行する立場において、とうてい無理じやないかと云う考え方を持つておりますが、それについて市長さんとしてはどう云う財源でどう云う目標でこの面はやつて行かれるか、そう云う復案がござりますか。

市長～1応おつしやる様に新設した所においては、これだけの施設した所においてはこれだけの敷地があるし、市としてもどうしてもやらねやいかんと、こう思つておりますが、1応それを準備をしてちゃんと20区画が発足して行つて、その前に事務所とか、それから或は、何が必要じやないかと云う事になるんですが、実際の上、今庁舎の拡張も今控えているし、区としてのそういう準備に対する補助金とか、或はこれの費用と云う事もほしいんだけれども、今の所その予算に出す事は出来ないけれども、次の何とかの方法で財源を見出した場合には、今のようなものもやつて行くと云うふうなつもりであります。

3番～行政組織促進委員会設置要項でございまして、それをやらん間は、これで時期決定しない限り行政区画の変更と云うのは出来ないが予算化はされてないが、どうしたかと云う訳であります。

市長～今の所予算化はされてないが、直接この部落に行つてその人々にお願いして発足をさせようと云うので、別にこれを目当を上げるとか、そう云う事はやらずにすぐお話し合をして想談してこれを進めて行こうこう思つております。

3番～12月に更正された行政設施要項と云うのは、単なる要項であつて全然これとしては、やられんと云うことですか。予算はちゃんと支出の適用として、50%以内とか、そういう事として7号の中にある訳ですか。

市長～今すぐそう云う何は予算の方にないので支給する訳にはいかないのであります。

3番～しかし、この？。

市長～要するに計画通りのですか。委員会を設置しての仕事は今の所その支給しての仕事は、出来ないと云う訳です。

3番～しかし、この基本要項も出された場合ですか。その行政区設置規定第4号の規定に基き同規定の促進を計るため、行政組織強化促進委員会要項をこの通り更に定めると云うような面で質問が参考人として出ておつたと思うんですが、しかし行政区設置規定を実行する面においても、この促進要項に基づいてやつてもらわんと、とうてい出来んじやないかと思いますが、その面で単なる組織設定と云う様な方法をとられると云う事であります、しかし基本要項は放つて、それはない

がしろにして予算がないからと云う面であります。そうとう無だの予算も私その中にあるんぢやないかと、又取るべき金もそうとうあるんぢやないかと思うんですが、予算がないからと云う説でこれが、適用されると云う事態が何のために基本要項を作つたかと云う事になる説であります。根本的問題は今度の才出予算の事務費託賃を見た場合に結局我々が20区を調整して諮問に答えた説であります。それに対して予算の組み方と申上げた23区の現状維持の予算の組み方であつて新らしい市長さん始め打出来ました20区にして予算の精減を計りたいとか、或は1年行政をスムースにして行きたいとか、云うような案がありますが、その面は現状の23名のあの予算を我々が認めた場合には、その23区の委員に対して1ケ年それで良いんぢやないかと、現状維持で良いんぢやないかと云うことも考えられる説ですが、市長さんの方では新らしい新設の区にする様に努力すると云う事がありますが、かん心の基本要項の面から予算がないと云う自体が非常にこれを建設的じやないと云う考え方を持つておる説でありますがその点について御説明願います。

市長～したしかにおつしやる様に、これから仕事を進めて行くに是非やりたいと今の様な基本要項によつて、こういう委員会を持つて、やりたいと云う事は前から続けておりますが、いざ予算のそこまで金を、予算を準備する事が出来ないのを非常に残念に思つけれども、何とかしてこれを年次としてこの仕事をやりたいと云う、それから20名にせすすく23名の予算を取つてるのは、実はこれをそのまま続ける説じやなしに、これから各本議会がすむと、各新らしく設置され部落とか或は結合される部落に行つて、そしてなるべく早めに20名の人員を持つてこれを行つておる様に致しまして、これを早くすれば、早く3名の人員の補うかびますから。そう云うものでもつて又新設された所、ああ云う所にも聞ず事が出来る。今の所それがいつその準備の期間が完了するのか、いつになるのか知らないので1点は予算としては23名分を取つてあります。

3 番～しかしそうであれば、ますます基本要項が必要じやないかと思う説です、その基本要項自体がそういうふうな末端行政再編に伴うですか、新行政区の組織の強化と合理化運営を計り円滑にして運営を促進する目的で決定するもんでみると、云うことになつてゐる説です、結局その組織強化促進委員会要職をもつておつて予算も大体こういう様な費用で運営するんだと云う様な事まで分つていて、これが新年度において、然しそういう面も実行せんてただ決議決定して計つて新らしい行政組織変更まで移れるかどうか。非常に疑問に思う説でありますしてどうしてこれらけ分つておる基本要項の促進委員会設置をしてそれで末端行政の運営を合理化運営を円滑なる市政運営を促進すると云う様な目的でやつてもらわんかと、まだ目だけのそう云う面じやなくして実際予算に表して、これを行ふと云う様な勇気は持つてもらわないと我々自身も、果してこの新らしい行政区に更つて行けるかどうか、

がしろにして予算がないからと云う面であります。そうとう無だの予算も私その中にあるんじやないかと、又取るべき金もそうとうあるんじやないかと思うんですが、予算がないからと云う訳でこれが、適用されると云う事態が何のために基本要項を作つたかと云う事になる訳であります。根本的問題は今度の才出予算の事務委託費を見た場合に結局我々が20区を調整して諮問に答えた訳ですが、それに対して予算の組み方と申上げた23区の現状維持の予算の組み方であつて新らしい市長さんが始め打出しました20区にして予算の軽減を計りたいとか、或は一般行政をスムースにして行きたいとか、云うような案がありますが、その面は現状の23名のあの予算を我々が認めた場合には、その23区の委員に對して1ヶ月それで良いんじやないかと、現状維持で良いんじやないかと云うこととも考えられる訳ですが、市長さんの方では新らしい新設の区にする様に努力すると云う事がありますが、かん心の基本要項の面から予算がないと云う自体が非常にこれを建設的じやないと云う考え方を持つておる訳でありますがその点について御説明願います。

市長～たしかにおつしやる様に、これから仕事を進めて行くには是非やりたいと今の様な基本要項によつて、こういう委員会を持つて、やりたいと云う事は前から続けておりますが、いざ予算のそこまで金を、予算を準備する事が出来ないのを非常に残念に思つけれども、何とかしてこれを年次としてのこの仕事をやりたいと云う、それから20名にせすすぐ23名の予算を取つてあるのは、実はこれをそのまま続ける訳じやなしに、これから各本議会がすむと、各新らしく設置され部落とか或は統合される部落に行つて、そしてなるべく早めに20名の人員を持つてこれを行ふ様に致しまして、これを早くやれば、早く3名の人員の何がうかびますから、そう云うものでもつて又新設された所、ああ云う所にも回す事が出来る。今の所それがいつその準備の期間が完了するのか、いつになるのか知らないので1度は予算としては23名分を取つてあります。

3 菅～しかしそうであれば、ますます基本要項が必要じやないかと思う訳です。その基本要項自体がそういうふうな末端行政再編に伴うですか、新行政区の組織の強化と合理化運営を計り円滑にして運営を促進する目的で決定するもんであると、云うことになつてゐる訳です。結局その組織強化促進委員会要員をもつておつて予算も大体こういう様な費用で運営するんだと云う様な事まで分つていて、これが新年度において、然しそういう面も実行せんてただ決議決定して計つて新らしい行政組織変更まで移れるかどうか、非常に疑問に思う訳であります。どうしてこれらけ分つておる基本要項の促進委員会設置をしてそれで末端行政の運営を合理化運営を円滑なる市政運営を促進すると云う様な目的でやつてもらわんかと、ただ日だけのそう云う面じやなくして実際予算に表して、これを行ふと云う様な勇気は持つてもらわないと我々自体も、果してこの新らしい行政区に變つて行けるかどうか。

非常に心配持つておられる様なもんですか。はたしてこの予算額を取られて、それによつて実行するんだと云うふうになれば、ある程度のその2~3ヶ月と云う或は半年においても出来ると云う様な予想もしておりますが、それから予算を見出して促進委員会要請によつて実行に移すと、この予算整理時期が遅ければ遅い程、これが遅れて行く訳になりますが、はたしてその困難委員会を持と安う面の予算を得る時期はいつであるかどうか。

市長～なるべく今先申上げた様に今の所委員会を持つて進みると云う計画にはなつておりますん、どうしてもこれが委員会を持たなければ進められんと云う事になれば、たとえ財源がなくてもこれを何とか外の財源ともに後にしてもらひるのは後にしてでも、これの実行にふみ切る虢りであります。今の所まだ委員会は設置しなければ進められないと言ふ断定まで行つておりますんで、尤應はこれで各部落にも趣旨を徹底させて、そしてその申請を進めて、早くこれが出来上ると云うと先の班名などの事もありますので、それからねん出して部落への補助も出して行けるんじやないかと云う気持であります。

3番～先つき課長がやられましたので、促進委員会はもうけんて作つておられる云う事であります。新しい行政区画に移るまでに後何ヶ月かかるかと云う事を聞きたいと思って促進委員会の席上では4月に答申を予定している所が、1ヶ月遅れて5月になつたので新年度からはどうしても無理だと云うような1ヶ月答申をおくれたために、4月からは無理でどうしても2~3ヶ月は要ると云う様な事であります。それによつて行政区画を最終的に全部出来ると云う見通しはいつであるか。

市長～その問題最初の考え方と随勢くるつて来たのは、それだけ重要な問題でもあ論議会も何ですが、市長の方としても、あんまり沢山難しい問題が出て来る。云えは陳情とか、何とか、非常に予想以上に難しい問題が出て來たので7月と云う事も、7月9月と云う事も、まだいくら議会始まつてからも、まだ猪飼古の様な何も。それは当局の方で調整せにやならん訳ではなくとにこれが新しいこちらの計画に実施出来るまでは、今年がいわゆる12月までは、6ヶ月位の準備がいるんじやないかと思つております。

3番～市長の考え方としては、我々の構想もありますし、今新年度と云う様な御答弁であります。今一番心配している所が猪飼古地区じやないかと思うんですが、その地区以外に、おそらくすぐ規程を作つて実行に移る段階であるのか。後1~2ヶ月もあれば充分決定もやつて移れるんじやないかと思いますが、全般的に実施するのが、12月であるのか、それとも遂次；その程度によつて行くお考えであるのか。

市長～最初の方は遠次持つて行こうと云う所がありました。遠次と云う事

非常に心配持つておられる様なもんですか、またしてこの予算額を取られて、それによつて実行するんだと云うめうになれば、ある程度のその2~3ヶ月と云う或は半年においても出来ると云う様な予想をしておりますが、それから予算を見出して促進委員会要項によつて実行に移すと、この予算整理時期が遅ければ遅い程、これが遅れて行く訳になりますが、はたしてその促進委員会を持と云う面の予算を得る時期はいついつであるかどうか。

市長～なるべく今先申上げた様に今の所委員会を持つて進めると云う計画にはなつております。どうしてもこれが委員会を持たなければ進められんと云う事になれば、たとえ財源がなくともこれを何とか外の財源ともに後にして良いものは後にしてでも、これの実行にふみ切る積りであります。今の所まだ委員会は設置しなければ進められないと云う断定まで行つておりませんので、1度はこれで各部落にも趣旨を徹底させて、そしてその準備を進めて、早くこれが出来上ると云うと先の班名などの事もありますので、それからわん出して部落への補助も出して行けるんじやないかと云う気持であります。

3番～先つき課長がやられましたので、促進委員会はもうけんで作つておられると云う事であります。新しい行政区画に移るまでに後何ヶ月かかるかと云う事を聞きたいと思つて促進委員会の席上では4月に答申を予定している所が、1ヶ月遅れて5月になつたので新年度からはどうしても無理だと云うような1ヶ月答申がおくれたために、4月からは無理でどうしても2~3ヶ月は要ると云う様な事であります。それによつて行政区画を最終的に全部出来ると云う見通しはいつであるか。

市長～その問題最初の考え方と随分くるつて来たのは、それだけ重要な問題でも論議会も何ですが、市長の方としても、あんまり沢山難しい問題が出て来る。云えば陳情とか、何とか、非常に予想以上に難しい問題が出て来たので7月と云う事も、7月9月と云う事も、まだいくら議会始まつてからも、まだ我始古の様な何も。それは当局の方で調整せにやならん訳ではんとにこれが新しいこちらの計画に実施出来るまでには、今年がいわゆる12月までは、6ヶ月位の準備がいるんじやないかと思つております。

3番～市長の考え方としては、我々の構想もありますし、今新年度と云う様な御答弁であります。今1番心配している所が我始古地区じやないかと思うんですが、その地区以外は、おそらくすぐ規定を作つて実行に移る段階であるのか、後1~2ヶ月もあれば充分決定もやつて移れるんじやないかと思いますが、全般的に実施するのが、12月であるのか、それとも遂次、その程度によつて行くお考えであるのか。

市長～最初の方は遂次持つて行こうと云う何がありましたか、遂次と云う事

になると、いわゆるそれまでやる全体の契約した区長さん方が、どうも具合悪い様でありますので、1月後6ヶ月はこの人達に今契約を延ばしててもらつて、12月頃になると大体の役員の入れ替えもある時期が来るかと思うので年度の実施は来年1月会計年度は同じだが、丁度年度半ばになるけれども、来年1月頃しか適当な時期にやないかとこう考えております。

3 番～予算処置の場合には、12月を目途として、予算は処置されておるかどうか。

市長～最初は予算だから1月迄に優えて行くので予算としては今23を24年と云う気持でやつたければ不足はないだろうと云うので、そう考えておつた點であります。

3 番～しかば、我々が予算を頂戴する場合に12月までは？

議長～質休憩致します。（午後1時09分）

議長～再開致します。（午後3時34分）

15番～税の方に問違しまして財政課長さんにお伺いします。内地あたりでは電ちゆう税と云いますが、ありますか、税取です。こう云つた様なものはないですか、今度から償却資産として課税対照になるんじやないですか。

財政課長～この場合にですか、そう云つたものは、償却資産の中に含まれる訳ですか。

15番～この場合ですが、この電ちゆう税としてのあれでありますと、内地で云えば課税する様なやり方で行くと、本市の場合にどの位あると云う事は分りませんか、これは今はどういうようなやり方でやつていますか、数がつかめないですか。

財政課長～償却資産の内訳の中に番号を付して？

4 番～重要な問題でありますので、都市計画の中の起立てでありますが、本市の場合、都市計画実施の方法が普通考えられる進め方じやなくして計画的な進め方だと云うふうに考えておりますが、それについてどうお考えでありますか、と申上げますのは、那覇においても或はコザにおいても本市の都市計画基盤を進める実績をながめた場合にその基本設備いわゆる排水~~水~~こう管設ですか、それをちゃんとしてから受入そしてその事業を進めて行くと云う様な進め方であります。本市の場合はそうじやなくして基本設備が全然進められない前に、1月後入れるのか、或は進められるのか、或は進める上にいろんな支障があるんじ

になると、いわゆるそれまでやる全体の契約した区長さん方が、どうも具合悪い様でありますので、1応後6ヶ月はこの人達に今の契約を延ばしててもらつて、12月頃になると大体の役員の入れ替えもある時期が来るかと思うので今度の実施は来年1月会計年度は同じだが、丁度年度半ばになるけれども、来年1月頃しか適当な時期じやないかとこう考えております。

3 菅～予算処置の場合には、12月を目途として、予算は処置されておるかどうか。

市長～最初は予算だから1応遂次に変えて行くので予算としては今の23を1ヶ月と云う気持でやつでなければ不足はないだろうと云うので、そう考えておつた訳であります。

3 菅～しかば、我々が予算を取扱う場合に12月までは？。

議長～暫休願致します。（午後1時09分）

議長～再開致します。（午後3時34分）

15菅～税の方に関連しまして財政課長さんにお伺いします。内地あたりでは電ちゆう税とございますが、ありますか。税収です。こう云つた様なものはないですか。今度から償却資産として課税対照になるんじやないですか。

財政課長～この場合ですか。そう云つたものは、償却資産の中に含まれる訳ですか。

15菅～この場合ですが、この電ちゆう税としてのあれでありますと、内地で云えば課税する様なやり方で行くと、本市の場合にどの位あると云う事は事は分りませんか。これは今はどういうようなやり方でやつていますか、数がつかめないんですか。

財政課長～償却資産の内訳の中に番号を付して？。

4 菅～重要な問題でありますので、都市計画の中の埋立てでありますが、本市の場合、都市計画実施の方法が普通考えられる進め方じやなくして計画的な進め方だと云うふうに考えておりますが、それについてどうお考えでありますか。と申上げますのは、那覇においても或はコザにおいても本市の都市計画事業を進める実状をながめた場合にその基本設備いわゆる排水溝こう施設ですか。それをちゃんとしてから受入そしてその事業を進めて行くと云う様な進め方であります。本市の場合はそうじやなくして基本設備が全然進められない前に、1応受入れるのか、或は進められるのか、或は進める上にいろんな支障があるんじ

やないか、と云うような印象を受ける訳ですが、そういう進め方が普通であるのか、それについてお伺いします。

建設課長～お答え致します。只今の建設の進め方でありますと、その基本建設として都市計画事業の中の排水と申されました。これは道路の事だと考えますが、

4 普～測こうですか、設置してからですか、整備してから受け入れると云うのが普通の那覇あたり、或はコザあたり見た場合です。そういう進め方をしておりますが、本町においては、そういう所が全然なされてないんだが、それについて普通のあり方であるか。

建設課長～その件につきましては、測こう工事は大体道路計画が出来て後から施行する段でございますが、この道路計画は現在本市においてもなされております。それによつて今度は測こう工事をして受け入れをしたいとこう云うふうに考えておりますが、もしこの測こう工事が遅れる場合があつても実質上その土地所有者が使う場合には、その道路計画と勘案して、その土地に応じて舗装を建てて利用させると、こう云うふうに考えております。

4 普～そう云うことが実施されているかどうか。

建設課長～実際の場合には、現在建築の申請がありますと新築において我々が調査しまして、この新築とどう云うふうな関係があるか、或は道路計画とどういうふうな関連があるか、と云う事を勘案してやると云うふうにして行きたいと考えております。

4 普～そういう行き方は進める上に、例えば建築をさせて後で測こうとか、後で道路の整理と設計をすると云つた場合にです、非常に思う通りに意圖しておる様な道路計画が都市計画の実施が可能であるか？

建設課長～本質から云いますと、計画が先になるだけでございますが、都市計画によつてなされておりますので、今日、明日といつでもその申請が出る訳でございます。それで計画段階でありますので、それに応じて我々の方としましても、暫定措置と云う形でやつてある訳であります。実際は建築の制限でもつて1段計画の立案が出来る段までお待つていただくのが本当でございますが、そろはいかないと思います。

4 普～才入のですか、市價の面と関連すると考えております。この事業もやりたいが、あの事業もやりたいんだと思つておられる様ですが、しかしそこには財源の確保が当然見通しがないと云う事で思つた様な事業も出来ないと云うのが市の現状であるし、或は又市長の考え方の様であります。しかし他市町村においても財源が必ずしもあるんだと云う事じやないんだが、大方の都市計画事業そのものが、実際によつて実施さ

やないか、と云うような印象を受ける訳ですが、そういう進め方が普通であるのか、それについてお伺いします。

建設課長～お答え致します。只今の建設の進め方であります、その基本施設として都市計画事業の中の排水と申されました、これは道路の事だと考えますが、

4 普～測こうですか、設備してからですか、整備してから受け入れると云うのが普通の那覇あたり、或はコザあたり見た場合です。そういう進め方をしておりますが、本市においては、そういう所が全然なされてないんだが、それについて普通のあり方であるか。

建設課長～その件につきましては、測こう工事は大体道路計画が出来て後から施行する訳でございますが、この道路計画は現在本市においてもなされております。それによつて今度は測こう工事をして受け入れをしたいところ云うふうに考えておりますが、もしこの測こう工事が遅れる場合があつても実質上その土地所有者が使う場合には、その道路計画と勘案勘案して、その土地に応じて建築を建てて利用させると、こう云うふうに考えております。

4 普～そう云うことが実施されているかどうか。

建設課長～実際の場合には、現在建築の申請がありますと新築において我々が調査しまして、この新築とどう云うふうな関係があるか、或は道路計画とどういうふうな関連があるか、と云う事を勘案してやると云うふうにして行きたいと考えております。

4 普～そういう行き方は進める上に、例えば建築をさせて後で測こうとか、後で道路の整理と設計をすると云つた場合にです。非常に思う通りに意図しておる様な道路計画が都市計画の実施が可能であるか。

建設課長～本質から云いますと、計画が先になるだけでございますが、都市計画によつてなされておりますので、今日、明日といつでもその申請が出る訳でございます。それで計画段階でありますので、それに応じて我々の方としましても、暫定措置と云う形でやつている訳であります。実際は建築の制限でもつて1応計画の立案が出来る訳までは待つていただくのが本当でございますが、そうはいかないと思います。

4 普～才入のですか、市債の面と関連すると考えております。この事業もやりたいが、あの事業もやりたいんだと思つておられる様ですが、しかしそこには財源の確保が全然見通しがないと云う事で思う様な事業も出来ないと云うのが市の現状であるし、或は又市長の考えの様であります。しかし他市町村においても財源が必ずしもあるんだと云う事じやないんだが、大方の都市計画事業そのものが、実際によつて実施さ

れている様な状態であります。そうしますと私が申上げたこの基本施設債。道路の計画や或は、又測こう設備なんかは当然早急な問題として私は進めなくちやいけないと思いますが、このどういつ怎様な収入に。もち論それは政府の税入もあるでしょうが、はたして政府の補助金だけでやつて行けるかどうか或は又それを早急に進めたれと云うのが地主や或は市民の考え方でありますので、そういう市債が起債と云う事は考えられないかどうか、それについてお伺いします。

建設課長～その件でございますが、この起債は本年度において大体起債の目的方法こう云うものは、充分検討して行きたいと考えております、それは今度新らしく出来ます企画債と云うもんについても、そう云う様な大きく取り上げられるんじやないかとこう云うふうに考えております

4 晴～この市債を費目存置にしであるのは、本年度においてある整復市債の計画はして実施に移すと云う様なお考えですか。

建設課長～現在の予算によつて出ておりますのは、これは都市計画のみじやなくて市全体の問題であります。

4 晴～私が云うのは、都市計画の面、それと起債と関連しての都市計画事業のですか、推進にこの市債は、今度想定出来るか。

建設課長～それは充分考えられます、と云いますのは、この事業を推進するためには、どうしても市債が必要でございますので、この件については今年度基本的な考えが打出されると云うふうに考えております。

4 晴～それから才入の財源確保の面でありますが、6・3年度の予算執行状況を見ました場合に当初の予算額より、そうとうな実積も上つております、5万円内外の実積を示しております。それにはそうとうな努力があらわれたと云うふうにそれについては敬意を表しております。そこで新年度においても、今考えられるのがもれている財源、税源がそういう議会からも指摘されでるし、又その6・3年度の実積からすると6・4年度の年度末までには、それと平行するだけの増収が見込まれると云うふうに容易に想定されます。それについて大体、某う云うふうなこの予算の実積、本年度の財源の実積からしてある程度の増収が見込まれるかどうか、それについて市長さんにお伺いします。

市長～増収の見込まれる分は、予算に表らわしてありますので、私達には気づく所がないので予算に表らわしていない誤であります。

4 晴～私が申上げますのは、この予算の実積からすると、当初の予算額より5万円、1ヶ月現在に5万円余りの増収、これが自然増だと思ひますが、それが見込まれております。次年度においても、建設造土であるレ、あらゆる事業今じやん々々増えつつありますので、それに平行し

れている様な状態であります。そうしますと私が申上げたこの基本施設備、道路の計画や或は、又調こう設備なんかは当然早急な問題として私は進めなくちやいけないと思いますが、このどういつた様な収入に、もち論それは政府の収入もあるでしょうが、はたして政府の補助金だけでやつて行けるかどうか或は又それを早急に進みたいと云うのが地主や或は市民の考え方でありますので、そういう市債が起債と云う事は考えられないかどうか、それについてお伺いします。

建設課長～その件でございますが、この起債は本年度において大体起債の目的方法こう云うものは、充分検討して行きたいと考えております。それは今度新らしく出来ます企画室と云うもんについても、そう云う様な大きく取り上げられるんじやないかとこう云うふうに考えております

4 答～この市債を費目存置にしてあるのは、本年度においてある程度市債の計画はして実施に移すと云う様なお考えですか。

建設課長～現在の予算によつて出ておりますのは、これは都市計画のみじやなくて市全体の問題であります。

4 答～私が云うのは、都市計画の面、それと起債と関連しての都市計画事業のですか。推進にこの市債は、今度想定出来るか。

建設課長～それは充分考えられます。と云いますのは、この事業を推進するためには、どうしても市債が必要でございますので、この件については今年度基本的な考えが打出されると云うふうに考えております。

4 答～それから才入の財源確保の面でありますが、63年度の予算執行状況を見ました場合に当初の予算額より、そうとうな実積も上つております。5万\$内外の実積を示しております。それにはそうとうな努力があらわれたと云うふうにそれについては敬意を表しております。そこで新年度においても、今考えられるのがもれている財源、税源がそうとう議会からも指摘されておるし、又その63年度の実積からすると64年度の年度末までには、それと平行するだけの増収が見込まれると云うふうに容易に想定されますが、それについて大体、そう云うふうなこの予算の実積、本年度の財源の実積からしてある程度の増収が見込まれるかどうか、それについて市長さんにお伺いします。

市長～増収の見込まれる分は、予算に表らわしてありますので、私達には気づく所がないので予算には表らわしていない訳であります。

4 答～私が申上げますのは、この予算の実積からすると、当初の予算額よりは5万\$、5月現在に5万\$余りの増収、これは自然増だと思いますが、それが見込まれております。次年度においても、建設途上であるし、あらゆる事業今じやん々々増えつつありますので、それに平行し

である程度の当初予算よりは年度末においては、増収が見込まれると云う事は当然考えられるんじやないかと思いますが、それについては全然考えられないかどうか、この予算も、本年度の今見積りした予算以外には増収と云う事は、全然考えられないもんかどうか、これから努力いかんによつて当然考えられるかどうか、それについて。

市長～振興途上に並びありますので、市の税金とか、そういう収入の事も年々増収するとは思われますけれども、予算に表らわして、その位は増すと云う、はつきりした数字をにぎり得るのは、当初予算においてはちよつと難しいんじやないかとこう思うのであります。

4 読～実際問題としては見通しはつけられる訳ですか、そういう予想は、実際問題としては、

市長～ある程度の見通しも、今の予算の場合では付けられておる訳であります、完全にそれが当初の予算の場合には、はつきりした予算にとると云うだけは、それは増だけ~~は~~増すそあものは増して、見積りはされておるところ思うのであります。

議長～議案第13号、1964年度上水道特別会計補入支出予算案を上提出します、質疑を行います。

議長～暫休憩を取ります。(午後3時35分)

議長～再開致します。(午後3時54分)

1 読～2款の水道改良費の24箇の工事請負と26箇の原材料費の中で、米穀、大西、森生、横田賃住宅地域の買取費。これは両方の説明されておりますが、合計1,375万となつておりますけど、この算定基準のを説明お願いします。

水道課長～森生住宅、それから大西、森生、横田の各ハウジングが、去年の12月1日とそれから2月の1日付で移管になつておりますが、これは現在までに各会社から設計図と見積り書が来ております、それでこれを各工事が施工入が遅いですと、それを年数に応じて減額償却をした額を出してあります。一応この額で見積つてあります。これを実際に買上げると云う事になります。議会の議決を経なければならぬと云う事に余間でもなつております。それでこの額は現在そう云う減額償却をした額を割してあります。どちらとしましては、その施設に対して請負契約でやつた施設であれば、その契約額、或は又この資材の納付書そういう証ひよう書類を1点提出してもらうようにしてあります。そして実際に向こうの各会社の係と立合つて現地調査をして延長の全部面積上その距離を計つて行くとそう云う方法で買上げの金額は実際金額はその時に出して買上げをしたいとこういふう

てある程度の当初予算よりは年度末においては、増収が見込まれると云う事は当然考えられるんじやないかと思いますが、それについては全然考えられないかどうか、この予算も、本年度の今見積りした予算以外には増収と云う事は、全然考えられないもんかどうか、これから努力いかんによつて当然考えられるかどうか、それについて。

市長～振興途上にあげありますので、市の税金とか、そういう収入の事も年々増収するとは思われますけれども、予算に表らわして、この位は増すと云う。はつきりした数字をにぎり得るのは、当初予算においてはちよつと難しいんじやないかと思うのであります。

4番～実際問題としては見通しはつけられる訳ですか。そういう予想は、実際問題としては。

市長～ある程度の見通しも、今の予算の場合では付けられておる訳であります。完全にそれが当初の予算の場合には、はつきりした予算にとると云うだけは、それは増だけでは増すそあなものは増して、見積りはされておると思うのであります。

議長～難統審議中の議案第13号、1964年度上水道特別会計才入才出予算案を上掲致します。才出の質疑を行います。

議長～暫休憩致します。(午後3時35分)

議長～再開致します。(午後3時54分)

1番～2款の水道改良費の24箇の工事請負と26箇の原材料費の中で、米瑞・大西・瑞生・横田貸住宅地域の買取費、これは両方の説明されておりますが、合計1,3755万となつておりますけど、この算定基礎のを説明お願いします。

水道課長～瑞生住宅、それから大西・瑞米・横田の各ハウジングが、去年の12月1日とそれから2月の1日付で移管になつておりますが、これは現在までに各会社から設計図と見積り書が来ております。それでこれ達各工事が施工入が違いますので、それを年数に応じて減価償却をした額を出してありますが、一応この額で見積つてありますが、これを実際に買上げると云う事になります。議会の議決を経なければならないと云う事に条例でもなつております。それでこの額は現在そう云う減価償却をした額を出してますが、こちらとしましては、その施設に対して請負契約でやつた施設であれば、その契約書、或は又この資材の納付書そういう証ひよう書類を1応提出してもらうようにしております。そして実際に向こうの各会社の係と立合つて現場調査をして延長の全部面面上その距離を計つて行くとそう云う方法で買上げの金額は実際金額はその時に出して買上げをしたいとこういうふう

に考えております。それで今お尋ねの件は、一丁目地盤の割合を

1. 普～そう申しますと予算に計上されてある数字は会社からの賃料に過ぎないで算出したものであると云う事でありますか。

水道課長～予算の額であります。まだ確定した金額ではありません。

議長～暫休憩致します。（午後3時57分）

議長～再開致します。（午後3時59分）

1. 普～仮にその13755\$で予算に計上されている施設の分を買取渡しました場合にその償却年限ですか、大体どの位見ておる訳ですか。

水道課長～公営企業法では、こういう水道施設に対しては、全部ひとつくるめて60年と云う期間を持つておりますが、こちらは各水道開発市町村のそう云う施設に対する被換算の年限を適用しまして給水費額においては35年と云う様な年限を持つております。

1. 普～従ていう耐用年数の事でなくしてですか、この13755\$をかける事によって生ずる収益によるこの償却これは何年で償却出来るかと云う質問でございます。

水道課長～収益によつてですか。

1. 普～これから上の収益によつてその計費がです。

水道課長～その地域ですか、その地域の予定が新年度においては、334絆から収入が2万4777\$40セントを見積っております。そしてこれに対する上水費が14493\$12セント、1ヶ年で市有の上水道をはぶくと約1万3千位の金が入つてきます。

議長～只今定刻4時であります。日程が全部終了しておりますので、時間を持たないと思ひますが、議論ございませんか。意識ありませんので時間を延長致します。

議長～暫休憩致します。（午後4時02分）

議長～再開致します。（午後4時07分）

1. 9賀～2款のですか、施設の改良費の件でございますが、いわゆる排水施設費ですか、これが新城地域と大山地域だけにとどまつておりますが、その外に5号線1帶の相模原とんど全然予定してないと云ふ訳ですか

（この段落は手書きで読み取りにくいので、正確な内容は不明です）

に考えております。

1 答～そう致しますと予算に計上されておる数字は会社からの資料に基いて算出したものであると云う事でありますか。

水道課長～予算の額でありまして、まだ確定した金額ではありません。

議長～暫休願致します。（午後3時57分）

議長～再開致します。（午後3時59分）

1 答～仮にその13755\$で予算に計上されている施設の分を買収致しました場合にその償却年限ですか。大体どの位見ておる訳ですか。

水道課長～公営企業法では、こういう水道施設に対しては、全部ひとつくるめて60年と云う期間を持つておりますが、こちらは各水道関係市町村のそう云う施設に対する減価償却の年限を適用しまして給水設備においては35年と云う様な年限を持つております。

1 答～法でいう耐用年数の事でなくしてですか。この13755\$をかける事によつて生ずる収益によるこの償却これは何年で償却出来るかと云う質問でございます。

水道課長～収益によつてですか。

1 答～これから上の収益によつてその計費がです。

水道課長～その地域ですか。その地域の予定が新年度においては、334栓から収入が2万4777\$40セントを見積つております。そしてこれに対するする上水費が14493 \$ 12セント。1ヶ年で市有の上水道をはぶくと約1万\$位の金が入つてきます。

議長～只今定期4時であります。日程が全部終了しておりますので、時間を延長したいと思いますがご意議ございませんか。意議ありませんので時間を延長致します。

議長～暫休願致します。（午後4時02分）

議長～再開致します。（午後4時07分）

19 答～2款のですか。施設の改良費の件でございますが、いわゆる排水施設費ですか。これが新城地域と大山地域だけにとどまつておりますが、その外に5号線1帶の何はほとんど全然予定してないと云う訳ですか

水道課長～この建設の改良費は現在の給水地域内において、どうしても改良しなければ、暫時の給水に非常に困難を来たすと云う点でこの連結を是非やりたいとそれで5号線1帯の給水工事においては新しく起債で全部工事をやつて行きたいとこういうふうに考えております。

19番～それからですか、2款の2目ですか、給水施設費ですか、その26算次でこの場合720栓はそれは今からこれだけ多くなつて行く可能性はありますか？

水道課長～これは、丁度10月から市の料率で適用させてもらうと云う計画を立ててあります、これは作日水道公社の理事会があつて、8月1日付で移管をしてもらうと云う確答を得ております。

19番～マーシー地域内は現在？

水道課長～現在まではメーターを付けてやつてあるのです、それが付かない

19番～結局8月1日付で換算の適用を受けると、これはこの250と云うのは要するに何ですか、メーターを？

水道課長～はい。

19番～はい、わかりました。

4番～2款の1項1目の24算であります、その施設の買取については、事前に話し合はされたのか？

水道課長～これは、当初で話合をしております。

4番～その場合どういう方法で評価なされたか、これは両方の立合で評価されたと思いますがどう云つた方法で？

水道課長～この建設の改良費は現在の給水地域内において、どうしても改良しなければ、當時の給水に非常に困難を来たすと云う点でこの連結を是非やりたいとそれで5号線1帯の給水工事においては新しく起債で全部工事をやつて行きたいとこういうふうに考えております。

19番～それからですか。2款の2目ですか。給水施設費です。そこの26箇でその場合720栓はそれは今からこれだけ多くなつて行く可能性はありますか。

水道課長～これは、丁度10月から市の料率で適用させてもらうと云う計画表を立ててありますが、これは作日水道公社の理事会があつて、8月1日付で移管をしてもらうと云う確答を得ております。

19番～マーシー地域内は現在？。

水道課長～現在まではメーターを付ずにやつている訳です。

19番～結局8月1日付で条例の適用を受ると、これはこの250と云うのは要するに何ですか。メーターを？。

水道課長～はい。

19番～はい。わかりました。

4番～2款の1項1目の24箇ですが、その施設の買収については、事前に話し合はされたのか。

水道課長～これは、当初で話合をしております。

4番～その場合どういう方法で評価なされたか、これは両方の立合で評価されたと思いますがどう云つた方法で？。

水道課長～向こうの各ハウジング、会社の方から設計図と見積書が届いております、それで私の方としましてはこの工事施設が請負工事でなされておる場合はその請負契約書式は又他の証ひよう書類を提出してもらいたいというような事を申上げてありますが、向こうの地域は一辺にその請負箇所が二箇所はございますが、その他は追加々々でその会社でやつておりますので、その因面と見積り書は出ております。しかし今はこちらは一店立会をして現物の確認距離を測定して本管の分の買上げに止めて行きたいと、そういう面では最初でもつて話合はしてあります。

- 4 番～この場合は売る側或は買う側、これを取引きだというふうに考えますか取引出来るのかですね、或はかかつた経費を全額負担しなくちやいけないのか、それについてはどうですか。

水道課長～この施設に対しましては、当然市の財産という事になつた場合には将来の給水工事に支障がないという面で買上げをするという事にしてあります、取引と申されますと値段がもつと、

- 4 番～売る側はですね、安く出来るかと、ねぎられるかという事です。

水道課長～この点においては、こちらは基本的なこれの買取の施設の価格を決定してですね、まだねぎられるという事であれば、これに越した事はないと思います、基本的なですね、いえば施設の評価をしてですね、それより以上にねぎられるという事であればですね、その面はこちらとしても良いと思いますが、その方は当つて見なければわかりません

- 4 番～まだはつきりした売買契約とか或はそういつた譲渡するんだといつた事前の契約取決めはなされてないですか。

水道課長～まだしてありません、二箇所はこちらが実際に資材も工事も監督指導して、それで契約書の監写しも、全部取つておりますので、その分はありますが、別の所はそういう取り決めは、はつきりした紙はしておりません。

- 4 番～それから今度の新年度の増になつた分は970枚だという御説明でありましたが、才出とマーシー地区の250.720というのは、これは別個ですか。

水道課長～別個です。

- 4 番～そうすると会社が買上の地域ですね、示りゆうですか、大西・りゆう生・横田それから新地内大山地内ですね、その分はどういうふうに何件見積つておられるかですね、買取して

水道課長～向こうの各ハウジング・会社の方から設計図と見積書が届いております。それで私の方としましてはこの工事施設が請負工事でなされておる場合はその請負契約書式は又他の証ひよう書類を提出してもらいたいというような事を申上げてあります、向こうの地域は一辺にその請負箇所が1箇所はございますが、その他は追加々々でその会社でやつておりますので、その因面と見積り書は出ております。しかし今はこちらは一応立合をして現物の確認距離を測定して本管の分の買上げに止めて行きたいと、そういう面では最初でもつて話合はしてあります。

4番～この場合は売る側或は買う側、これを取引きだというふうに考えますが取引出来るのかですね、或はかかつた経費を全額負担しなくちやいけないのか、それについてはどうですか。

水道課長～この施設に対しましては、当然市の財産という事になつた場合には将来の給水工事に支障がないという面で買上げをするという事にしてありますが、取引と申されますと値段がもつと。

4番～売る側はですね、安く出来るかと、ねぎられるかという事です。

水道課長～この点においては、こちらは基本的なこれの買取の施設の価格を決定してですね、まだねぎられるという事であれば、これに越した事はないと思います。基本的なですね、いえば施設の評価をしてですね、それより以上にねぎられるという事であればですね、その面はこちらとしても良いと思いますが、その方は当つて見なければわかりません

4番～まだつきりした売買契約とか或はそういつた譲渡するんだといつた事前の契約取決めはなされてないですか。

水道課長～まだしてありません、1箇所はこちらが実際に資材も工事も監督指導して、それで契約書の複写しも、全部取つておりますので、その分はありますが、別の所はそういう取り決めは、はつきりした譲はしておりません。

4番～それから今度の新年度の増になつた分は970栓だという御説明でありましたが、才出とマーシー地区の250、720というのは、これは別個ですか。

水道課長～別個です。

4番～そうすると会社が買上の地域ですね、米りゅうですか・大西・りゅう生・横田それから新地内大山地内のですね。そこの分はどういうふうに何件見積つておられるかですね、買取して

水道課長～これはこの資料にもあります通り、同定の6ヶ月度の同定額を出してあります。あの上の434枚であります。

4番～それも含めての970で。

水道課長～いや、これは去年の3月と2月に取り付けて収入が入って来ている現です。

4番～その分は、

水道課長～はい

4番～そうすると逆販だけまた買取つてないという事になる現ですね。

水道課長～5,000位はメーターだけ取付けてもうかつているというかつこうになる現です。

4番～当該の方がまだ買取つてない現ですね。

水道課長～そうでございます。

4番～事実条例の適用はしておる現ですね。

水道課長～去年の12月からやつております。

10番～予算の様式は一概にわかりやすいやつをみたしみやすく作るのが原則ではないかと思いますが、今後の場合は金額があつちてつちにちだばつておるようありますので、わかりやすい様に、次からは書いて職員様より御要望申上げます。

質問に入りますが、各人員の賃金のベースアップの方がまちまちであるようありますが、現年度と新年度とその配置の人が違つておるのかどうか、それから各項目に当えられておる賃金の所のベースアップの分についてお明願います。

水道課長～今の御要望はもつともだと思います、しかしながら特別会計企業におきましては、結局排水施設係り費用というのがあります。これは主にその事業を運営するためにおいての業務にかかる費用であります。この費用とそれから水道改良費の排水施設費の中の賃金・給料、それから給水面積費の中の賃金手当とこういうものは、それだけその額が構築物というものに計算されていきますので、是非款項目をしてその列に並べた方が都合が良いという事で、そういう形式を取つております。それから給料額でございますが、これは一般会計の方と歩調をそろえて去年よりは増額になつております。

水道課長～これはこの資料にもあります通り、調定の6.4年度の調定額を出してあります。あの上の434柱であります。

4番～それも含めての970で。

水道課長～いや、これは去年の3月と2月に取り付けて収入が入つて来ている訳です。

4番～その分は。

水道課長～はい

4番～そうすると施設だけまた買取つてないという事になる訳ですね。

水道課長～5,000位はメーターだけ取付けてもうかつているというかつこうになる訳です。

4番～施設の方がまだ買取つてない訳ですね。

水道課長～そうですございます。

4番～事実条例の適用はしております訳ですね。

水道課長～去年の12月からやつております。

10番～予算の様式は一般にわかりやすいやつをしたしみやすく作るのが原則ではないかと思いますが、今度の場合賃金があつちこつちにちだばつておるようでありますので、わかりやすい様に、次からは書いて載く様う御要望申上げます。

質問に入りますが、各人員の賃金のベースアップの方がまちまちであるようですが、現年度と新年度とその配置の人が違つておるのかどうか、それから各項目に当えられておる賃金の所のベースアップの分について説明願います。

水道課長～今の御要望はもつともだと思います、しかしながら特別会計企業におきましては、結局排水施設係り費用というのがあります。これは主にその事業を運営するにめにおいての業務に要する費用であります。この費用とそれから水道改良費の排水施設費の中の賃金・給料・それから給水施設費の中の賃金手当とこういうものは、それだけその額が構築物というものに計算されていきますので、是非該項目をしてその列に並べた方が都合が良いという事で、こういう形式を取つております。それから給料額でございますが、これは一般会計の方と歩調をそろえて去年よりは増額になつております。

但し、その中で特に技術面の3名が建設課の職員と非常に不合理な点がござりますので、その面の排水施設費の中の賃金は去年の賃金ではありません、排水施設費の中の賃金は去年の賃金よりそうとう増してございます。63年度の方では排水施設費の中の賃金これは技術師の2名に技手1名でございます。これが1,380ドルであります。本年度はこれは去年は2名分です。1,380ドルはですね。本年度はここに3名を持ってきてあります。給水の係をしておつたのを今後排水施設費の中の賃金にもつてきて今後の予算では賃金は3名分という事になつております。それで1名の増によつて2676ドルと2倍の額になつております。2名が3名になつておると、それ以外にも給料の公平を明す意味において問題になつております。

10番～何ですか。

水道課長～ベースアップの方は一律にやつておりますが、それをならすまでにですね、個人々々の給料をあえて計算をしてある段であります。
結局はつきり申上げますとですね、この3名のですね。

議長～暫休憩いたします。(午後4時17分)

議長～再開いたします。(午後4時20分)

1番～事実にともないまして消防活動の強化を計るために、消火栓の設置が大きな役割をはたすと思いますが、これについて消火栓の設置の計画がなされるかどうか、或はこれが予算費目のどの項に変わつておるか御明願います。それから本市は原則として自署自己水源で水道事業を行うという事に条例にも示されておりますが、執行部といたしまして、一向自己水源の調査開発に専門問題視する傾向がございませんけれど、これは毎年調査費とか或は設計費そういうものをしく次予算に計上いたしまして、その実現に努力するという事でないと、一舉にこれは解決する手はないと思いますが、これについての計画はもられるかどうか、それからもう1件この予算の内容からいたしまして、商業簿記という実益ですね、これがどの位上げる見込みであるか、差引也行になつておりますが、実質的な利益はどの位いあられる見込みですか、それについて。

水道課長～最初の御明願にお答えします。消火栓の設置の件でございますが、今年度の予算は主に施設の買上げと、それから民水管のマーシーと、それから720件の給水という工事規範になつて新しい建設改良としての水管施設それに伴う消火栓の設置はこの予算には計上してありません。しかしながらダム建設は危機でやる場合は、これは当然消火栓の設置をしなければならないと思っております。それから大山、大野名地域はその年度々々で改良施設をやつて行く場合に将来はどうして

但し、その中で特に技術面の3名が建設課の職員と非常に不合理な点がございますので、その面の排水施設費の中の賃金は去年の賃金ではありません、排水施設費の中の賃金は去年の賃金よりそうとう増してございます。63年度の方では排水施設費の中の賃金給付は技術者2名に技手1名でございます。これが1,380円組んであります、本年度はこれは去年は2名分です。1,380円はですね、本年度はここに3名を持つてきてあります。給水の係をしておつたのを今度排水施設費の中の賃金にもつてきて今度の予算では賃金給付は3名分という事になつております。それで1名の増によつて2676円と2倍の額になつております。2名が3名になつておると、それ以外にも給料の公平を期す意味において増になつております。

10番～何%ですか。

水道課長～ベースアップの方は一律にやつておりますが、それをならすまでにですね、個人々々の給料をあえて計算をしてある訳であります。
結局はつきり甲上げますとですね、この3名のですね。

議長～暫休憩いたします。(午後4時17分)

議長～再開いたします。(午後4時20分)

1番～事実にともないまして消防活動の強化を計るために、消火栓の設置が大きな役割をはたすと思いますが、これについて消火栓の設置の計画がなされるかどうか、或はこれが予算費目のどの項に表わしておるか御説明願います、それから本市は原則として自循回水源で水道事業を行うという事に条例にも示されておりますが、執行部といたしまして、一向自己水源の調査開発に専門問題視する傾向がございませんけれど、これは毎年調査費とか或は設計費そういうものをちく次予算に計上いたしまして、その実現に努力するという事でないと、一挙にこれは解決する手はないと思いますが、これについての計画はあられるかどうか、それからもう1件この予算の内容からいたしまして、商業簿記でいう実益ですね、これがどの位上げる見込みであるか、差引ゼロになつておりますが、実質的な利益はどの位あられる見込みですか、それについて。

水道課長～最初の御説明にお答えします。消火栓の設置の件でございますが、今年度の予算は主に施設の買上げと、それから民移管のマーシーと、それから720件の給水という工事規模になつて新らしい建設改良としての本管直設それに伴う消火栓の設置はこの予算には計上してありません。しかしながら5号源は起債でやる場合は、これは当然消火栓の設置をしなければならないと思つております。それから大山、大謝名地域はその年度々々で改良施設をやつて行く場合に将米はどうして

もちゆう鉄管3インチ以上6インチまでの本管に切換えて行かなければなりませんので、その場合は200米おきに1個の割合で消火栓を設置して行きたいとこう思つております。

- 番～この問題に付きましたて元の一級会計の時に一応お伺いしたのでござりますが、消防費の中にそれが全然計上されなかつたので、一応当局にこうお伺いした所、これは水道と関連があるので水道の方でやるという事でございましたので、あえてお聞きしておる所でございます。特に普天間の地域における密集地とかですね、大野名地区・大山地区、ああいう場合の密集地においては、消火栓はゆい一の非常に重要な意義をもつてくる所ですけれども、特に部署の中に入りますと消防車が充分に入つて活動する意味がないというような事もござりますので、是非この問題は取上げて載いてですね、この件早急に御要望お願いします。それから自己水源の開発についてですね。

水道課長～自己水源の問題につきましては本年度は特にそういう大きな機械を目標にしておりますので、出来るだけこの給水施設の全市内の配管も充備完備もするよう努力をしたいとこういう事で市長の市政方針にもあるように5号羅針の準備にかかるという事でござりますので、それが済めば、一応配管が済めば将来的自己水源という事に向つて調査或は測量及計見積りという段階に行きたいとこう思つております。

- 番～予算における平均でいいですかね、どの位見積つておりますか。

水道課長～複式簿記で大体の見積りは出ると思いますが、しかしこの予算上でも特に建設改良費の施設費としての給水施設の工事請負費・原材料費それから給水施設としての工事請負費原材料費がほとんど全部利益になるんじゃないかとこう思います。

- 番～そういう事になりますと、14万円の収入がありますけれども、その内実際の計費はいくらであるか、その額を知りたい所ですが、後でよろしゆうござります、一応提出して下さい。
自己水源の開発につきましては、当然これはそうとう額の資金が入用になります、すぐ早急にこれを張り向けるとは思ひませんけど、この水源の充実までにはそうとうの貴燃料の収集が必要であるし、水源の調査も必要でありましょうし、又設計測量にいたつても、そうとうの時間を要し、金もかかると思つておりますが、この計画の作成の完備までにはやはり毎年数回としづつ予算を計上していくつてすぐに当面はあたつて行つてもらわんといつまでたつてもこれの実現は、うきかないもんであると、こういうふうに考えますので、その辺を特に御留意されて水源のまず開発の調査から早急に行つてもらいたいことを御要望いたします。

もちゆう鉄管3インチ以上6インチまでの本管に切換えて行かなければなりませんので、その場合は200米おきに1個の割合で消火栓を設置して行きたいとこう思つております。

1番～この問題に付きました先の一戸会計の時に一応お伺いしたのでござりますが、消防費の中にそれが全然計上されなかつたので、一応当局にこうお伺いした所、これは水道と関連があるので水道の方でやるという事でございましたので、あえてお聞きしておる訳でございます。特に普天間の地域における密集地とかですね。大謝名地区・大山地区。ああいう場合の密集地においては、消火栓はゆい一の非常に重要な意義をもつてくる訳ですけれども、特に部落の中に入りますと消防車が充分に入つて活動する意味がないというような事もございますので、是非この問題は取上げて載いてですね。この件早急に御要望お願いします。それから自己水源の開発についてですね。

水道課長～自己水源の問題につきましては本年度は特にそういう大きな機械を目標にしておりますので、出来るだけこの給水施設の全市内の配管も完備完備もするよう努めたいとこういう事で市長の市政方針にもあるように5号線沿の準備にかかるという事でござりますので、それが済めば、一応配管が済めば将来の自己水源という事に向つて調査或は測量設計見積りという段階に行きたいとこう思つております。

1番～予算における平均でいいですかね、どの位見積つておりますか。

水道課長～複式簿記で大体の見積りは出ると思いますが、しかしこの予算上で特に建設改良費の施設費としての配水施設の工事請負費・原材料費それから給水施設としての工事請負費原材料費がほとんど全部利益になるんじゃないかとこう思います。

1番～そういう事になりますと、14万円の収入がありますけれども、その内実際の計費はいくらであるか。その額を知りたい訳ですが、後でよろしくございます。一応提出して下さい。
自己水源の開発につきましては、当然これはそうとう額の資金が入用になりますし、すぐ早急にこれを振り向けるとは思いませんけど、この水源の充実までにはそうとうの資源料の収集が必要であるし、水源の調査も必要であります。又設計測量にいたつても、そうとうの時間を要し、金もかかると思つておりますが、この計画の作成の完備までにはやはり毎年度ずつ予算を計上していくつてすぐに当局はあたつて行つてもらわんといつまでたつてもこれの実現は、うさかないもんであると、こういうふうに考えますので、その辺を特に御留意されて水源のまず開発の調査から早急に行つてもらいたいことを御要望いたします。

7番～水道料金を安くするには、市長さんも課長さんも検討を残やす事によつて可能であるからしめるかと思ひますが、現在水道公社から水を分けて喜友名への個人水道を計画しておりますが、前の課長さんの話では買収するという事は話合いをなされたという事は聞いておりますが調整出来なかつたのかどうか。

水道課長～お答えします。こういう事が予算前ではつきりしてあるんだつたらこの予算に計上すべきであります。ずっと新街を経けまして先に理事会が宜野湾市に対する、そういうマーシーを除いてこの喜友名、大山、伊佐、大謝名、喜志喜にまだ500栓位残つております。それをその中で残つた500栓の中で300栓は水道公社がメーターを取付て經營を手がけておりますが、あの200栓位は喜友名と伊佐にあります。この分は別メーターを付けて定期料金を徴収させて水道公社は別メーターによる料金を取つておりますが、この500栓を昨日の理事会で宜野湾市に移管すると、そしてその前に水道公社の施設と開発金融公社の施設に2人で会いまして今まで政府からもらつた補助金の10,500万円、これを又来年の9月まで延期してもらうという事で、新街をしました所、きみの所はそれじやあ給水契約はしたかという事を真先に問われた段ですが、水道公社の理事会でこれの移管が決定しておりますので、きみの所はすぐ延期願いを出しなさいという開発公社の施設の件でありますから開金でも必ずや、これを来年の9月まで延期してもらうとこう思つております。それで現在の所はマーシーの250栓を見ておりますが、今度の8月から9月にかけてはほとんど全部が市の方へ移管されるものと思います。作戦にして伊佐かめ吉さんのもと、それから細井清榮さんのものが200位だと思います。

4番～先程自己水源の開発という問題が出来ましたが、この受水費7万円近い受水費から見た場合に大体その施設を完備するには、これの大体何箇年分が想定されるか、おおよそでよろしゆござります。
現在水道公社から1,000ガロン当たり21セント、なんばですか、約22セントで購入しておりますが、一棟家でいに給水する場合に大体2,000ガロンで何セントになるかですね。**価格**にしていくらになるか現在亮つている値段ですね、それと今度は本事業も着々としてきて渠に張つておりますが、それもやはりそれにたずさわる当局の努力が実を結んだということになりますが、当初そうとうな額を一括予算から繰入れしておりますが、すでにき通に乗つて、そしてそうとうな利益も避んでおりますので、この繰入れした一括予算を又繰戻しするという様なお考えはないかどうかですね。それから今度は資金、給水施設費の9割資金でありますが、1,323万円計上されておりますが、今度換員をしておりますが、その資金はどういつた様な面に使われるか、3人という事になつておりますが、3人で1ヶ年1人で1ヶ年分がこれに想定されております。そこでそうしますと、これは3ヶ月は3人の315日ですか、そうしますと900日位という事ですか。900日

7 番～水道料金を安くするには、市長さんも課長さんも栓数を殖やす事によつて可能であるからしめるかと思いますが、現在水道公社から水を分けて喜友名への個人水道を計画しておりますが、前の課長さんの話では買収するという事は話合いをなされたという事は聞いておりますが調整出来なかつたのかどうか。

水道課長～お答えします。こういう事が予算前ではつきりしておるんだつたらこの予算に計上すべきでありましたが、ずっと折衝を続けまして先に理事会が宜野湾市に対する。そういうマーシーを除いてこの喜友名、大山、伊佐、大謝名、真志喜にまだ500栓位残つております。それをその中で残つた500栓の中で300栓は水道公社がメーターを取付て経営を手やつておりますが、あの200栓位は喜友名と伊佐にあります。この分は渠メーターを付けて定額500円を徴収させて水道公社は渠メーターによる料金を取つておりますが、この500栓を昨日の理事会で宜野湾市に移管すると、そしてその前に水道公社の総裁と開発金融公社の総裁に2人で会いまして今まで政府からもらつた補助金の10,500円。これを又来年の9月まで延期してもらうという事で、折衝をしました所、きみの所はそれじやあ給水契約はしたかという事を真先に問われた訳ですが、水道公社の理事会でこれの移管が決定しておりますので、きみの所はすぐ延期願いを出しなさいという開発公社の総裁の弁でありますから開金でも必ずや、これを来年の9月まで延期してもらうとこう思つております。それで現在の所はマーシーの250栓を見ておりますが、今度の8月から9月にかけてはほとんど全部が市の方へ移管されるものだと思います。件数にして伊佐かめ吉さんのもとのと、それから知念清栄さんのものが200位だと思います。

4 番～先程自己水源の開発という問題が出ましたが、この受水費7万円近い受水費から見た場合に大体その施設を完備するには、これの大体何箇年分が想定されるか、おおよそでよろしゆござります。
現在水道公社から1,000ガロン当り21セント。なんばですか。約22セントで購入しておりますが、一般家庭でいに給水する場合に大体2,000ガロンで何セントになるかですね。価格にしていくらになるか現在売つている値段ですね、それと今度は水道事業も着々としてき道に乗つておりますが、それもやはりそれにたずさわる当局の努力が実を結んだということになりますが、当初そうとうな額を一般予算から繰入れしておりますが、すでにき道に乗つて、そしてそうとうな利益も産んでおりますので、この繰入れした一般予算を又繰戻しするという様なお考えはないかどうかですね。それから今度は賃金・給水施設費の9節賃金でありますが、1,323円計上されておりますが、今度増員をしてありますが、その賃金はどういつた様な面に使われるか。3人という事になつておりますが、3人で1ヶ年1人で1ヶ年分がこれに想定されております。そこでそうしますと、これは315日は3人の315日ですか。そうしますと900日位という事ですか。900日

以上の仕事をやる訳ですが、なぜ資金にしなくちやいかないのかですね、増員してもつと仕事の効率を圖れないものかどうか、それについて御説明願います。

本道課長～自己水道の施設でございますが、これは前の議会で御報告申上げましたが、45万から70万の金が(概算)いるという事でございます。だから今の水道料金の水使用料の7倍から8倍の金額という事になりますが、それからもう1件水道公社の1,000戸が10分9リットル4セントという代金は各個人に売りつける場合は1立方が264ガロンでございますので、大体今度の新しい料率では基本料金として8立方で1セントでございますので、70セントまでは行きませんが、それ位では売っているという事になります。それから超過料金においては48セント位になる訳です。織入れの一戸会計への織入れでございますが、これは法にもうたわれておりますし、当然水道の会計としましては負担という考えております。だから一戸会計の織出しが当然やるべきじゃないかとこう考えております。米軍あたりは電信だと思っております。2目の9項目資金は給水工事をやる場合にメーターの取付或は又本管の堵ちゆう鉛管からあなたを囲つて水道のメーター取付をやる場合に職工の外に入夫を常備しております。それでそれは別に給水工事だけじゃなくして、修繕いろいろ修理とか工事がしようつちゅうございまして、その面ではこれは日雇い入夫をですね賃時用という形で使用しておりますが、これだけの入夫がなければこういう修繕工事には支障をきたすのでこれは常時備つて行きたいとこう思っております。

4番～入夫にもいろいろあります。この失業者からの入夫をこれにあてるという様なお考えであるかどうかですね。

水道課長～いや、そうではありません。これはずっと常用の形でなつております。

4番～入夫ではあるんだが常時、ずっとヨリ年を通して仕事もあるし又経済してやらすと、そうであるならば効率の面においてはどうなりますか。そういう様な方法をとつた方が良いか或は1つの身分をですね、はつきり与えて職工として使つた方が良いかどうかですね。

水道課長～職工と申上げますと、特殊な技術をもつておりますので、職工として採用するという事はどうかど思います。

4番～要するに一般入夫として人員として。

水道課長～その点は別の市町村においても暫時こういう常用の入夫をおいておりますが、職員として採用しているという様な事はまだ聞げておりません。しかしこの入夫の中でもそれだけ年数が立てばそれだけの技術を付けるという事で、この入夫から引上げて職工の取扱いをしてお

以上の仕事をやる訳ですが、なぜ賃金にしなくちやいかないのかですね。増員してもつと仕事の能率を図れないものかどうか、それについて御説明願います。

水道課長～自己水源の施設でございますが、これは前の議会で御報告申上げましたが、45万から50万の金が(概算)いるという事でございます。だから今の水道料金の水使用料の7倍から8倍の金額という事になりますが、それからもう1件水道公社の1,000立方ガロン9リン4モウという代金は各個人に売りつける場合は1立蓋が264ガロンでございますので、大体今度の新しい料率では基本料金として8立方で1モウ0セントでございますので、70セントまでは行きませんが、それ位では売つているという事になります。それから超過料金においては48セント位になる訳です。織入れの一覧会計への織入れでございますが、これは法にもうたわれておりますし、当然水道の会計としましては負債という考え方であります。だから一般会計の織出しは当然やるべきじゃないかとこう考えております。来年あたりは可能だと思つております。2目の9節賃金は給水工事をやる場合にメーターの取付或は又本管のボルトや鉄管からあなたを掘つて水道のメーター取付をやる場合に職工の外に人夫を常備しております。それでこれは別に給水工事だけじゃなくして、修復いろいろ修理とか工事がしよつちゅうございまして、その面ではこれは日雇い人夫をですね常備用という形で使用しておりますが、これだけの人夫がなければこういう修復工事には支障をきたすのでこれは常時使つて行きたいとこう思つております。

4番～人夫にもいろいろありますが、この失業者からの人夫をこれにあてるという様なお考えであるかどうかですね。

水道課長～いや、そうではありません。これはずつと常用の形でなつております。

4番～人夫ではあるんだが常勤・ずっと1ヶ年を通して仕事もあるし又継続してやらすと、そうであるならば効率の面においてはどうなりますかそういう様な方法をとつた方が良いか或は1つの身分をですね、はつきり与えて職工として使つた方が良いかどうかですね。

水道課長～職工と申上げますと、特殊な技術をもつておりますので、職工として採用するという事はどうかと思います。

4番～要するに一般人夫として人員として。

水道課長～その点は別の市町村においても常時こういう常用の人夫をおいておりますが、職員として採用しているという様な事はまだ聞いておりません。しかしこの八夫の中でもそれだけ年数が立てばそれだけの技術を可能を付けるという事で、この人夫から引上げて職工の取扱いをしてお

するのもある訳です。この間の間違は、たゞそれだけあります。

4番～それから水道公社から水を買つてそれを給水しておりますが、漏水の場合ですね、例えば水が漏るとか或はその管が破損して漏水した場合その場合水道公社にある程度かけ合えは、その分だけ引けるかどうか。

水道課長～水道公社との給水契約の中でちゃんとメーターの指示通りによつて料金を算定するという事がうたわれておりますので、漏水に対しては他の市町村の充分なる管理によつて、その責任はやわせなければならぬという事でありますので、その分を水道公社に免除してもらうという事は現在不可能であります。

4番～今さら、もち雖契約に条文には入つておりますが、しかし消防の場合でも軍施設内に出向する場合もあるし、或は必ずしもこちのためになるだけの漏水じやなくして或は軍から受ける破損だとか、或は漏水もあるかと思いますが、その条文をですね、何とかこちらから進んで改訂してある程度のこういふった面はですね、両方の責任においてですね、やれないもんかどうかという事は聞く所によると水道公社は、うちの水を売つてそうとうもうかつているという話も聞いておりますので現水道の水代を安くさせるという事であれば、そういういた様な点の努力も必要かと考えますが、それについてはただ出来ないから出来ないんだといった様なお考えであるのかですね、積極的にやれば何とか可能だという事は考え方せんか。

水道課長～その給水施設の維持管理面においては特に各市町村とも留意している訳でございますが、施設が広範囲にわたるそして又だん々々この償却年数が立つて古くなるという事で、これは漏水は率こそ遅がえ当然出るべきもんだという事になつておりますが、これを最少限度にとどめたいという事でござります。しかしこの漏水の分に対しての料金の免除という事は、これからたび々々水道協会の集りもありますので、そこで一応話しつてみたいとこう思つております。

19番～只今の4番さんの問題と関連しますけれど漏水施設の資金の件であります、これは私は工事の場合あなた失だと、すなわち臨時預入だと私は申しゃくしますが、そうじやないですか。

水道課長～そうであります。

19番～そうであれば、先きおつしやつたようなですねこれを竣工として本採用するというふうな問題とは関連しないんじゃないですか、いっては

水道課長～人夫の仕事は別にほとんどが為なを捐るという事ではあります、し

るものある訳です。

4番～それから水道公社から水を買つてそしてそれを給水しておりますが、漏水の場合ですね。例えば水が漏るとか或はその施設が破損して漏水した場合その場合水道公社にある程度かけ合えば、その分だけ引けるかどうか。

水道課長～水道公社との給水契約の中でちゃんとメーターの指示通りによつて料金を算定するという事がうたわれておりますので、漏水に対しては他の市町村の充分なる管理によつて、その責任はおわきやねなければならぬという事でありますので、その分を水道公社に免除してもらうという事は現在不可能であります。

4番～今さら、もち論契約に条文には入つておりますが、しかし消防の場合でも軍施設内に出動する場合もあるし、或は必ずしもこむちのためになるだけの漏水じやなくして或は軍から受ける破損だとか、或は漏水もあるかと思いますが、その条文をですね、何とかこちらから進んで改訂してある程度のこういふつた面はですね、両方の責任においてですね。やれないもんかどうかという事は聞く所によると水道公社は、うちの水を売つてそうとうもうかつているという話も聞いておりますので現水道の水代を安くさせるという事であれば、そういうつた様な点の努力も必要かと考えますが、それについてはただ出来ないから出来ないんだといつた様なお考えであるのかですね。積極的にやれば何とか可能だという事は考えませんか。

水道課長～その給水施設の維持管理面においては特に各市町村とも留意している訳でございますが、施設が広範囲にわたるそして又だん々々この償却年数が立つて古くなるという事で、これは漏水は率こそ違がえ当然出るべきもんだという事になつておりますが、これを最少限度にとどめたいという事でございます。しかしこの漏水の分に対しての料金の免除という事は、これからたび々々水道協会の集りもありますので、そこで一応話合つてみたいとこう思つております。

19番～只今の4番さんの問題と関連しますけれど漏水施設の賃金の件であります、これは私は工事の場合のあなた夫だと。すなわち臨時要人だと私は解しやすくしますが、そうじやないですか。

水道課長～そうです。

19番～そうであれば、先きおつしやつたようなですねこれを職工として本採用するというふうな問題とは関連しないんじやないですか。

水道課長～人夫の仕事は別にほとんどがあなを雇るという事ではあります、し

かし人夫においてもそれだけ毎日竣工といつしよにやつておるからです

19番～いや、問題はですね、この場合のこの項目というものはですね、これから見ると結局3名の315日という事になればですね。

水道課長～これは人夫負だけです。

19番～ですからこれはあくまでも臨時でしょう。

水道課長～そうです。

19番～それからこの1款のですね、経営費の中の賃金というのがあります
9節にこれは何ですか、そういうふた事務面かれこれの臨時用入とい
うものですか。

議長～暫休憩いたします。（午後4時52分）

かし人夫においてもそれだけ毎日職工といつしよにやつておるからです

19番～いや、問題はですね、この場合のこの項目というものはですね、これ
から見ると結局3名の315日という事になればですね。

水道課長～これは人夫賃だけです。

19番～ですからこれはあくまでも臨時でしょう。

水道課長～そうです。

19番～それからこの1款のですね、経営費の中の賃金というのがありますが
9節にこれは何ですか、そういうふた事務面かれこれの臨時要人という
ものですか。

議長～暫休憩いたします。（午後4時52分）

議長～再開いたします（午後4時3分）

議長～議案第13号、1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算について
は、質疑の段階において繼續審議にしたいと思いますが、御異議ござ
いませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～暫休憩いたします。（午後4時54分）

議長～再開いたします。（午後5時8分）

議長～議案第26号、基本財産の一般会計への繰り入れについてを議題とい
たします。
一応書記長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～一般会計からの繰り入を提案いたしましたのは、そこに書いてあります
様に今度のその一般会計の財源がどうしても今までに貯えられて來
た、積立金をそれだけ戻入れてもらわなければ、今年度の仕事がうまく
行かない様になりましたので、第1のねらいが積立て基本財産を購
入するということですが、外に又どうしてもやむを得ない場合には、これを戻
入れて使うことが出来る様になつております。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。（午後5時10分）

議長～再開いたします。午後5時30分）

議長～本案に対する質疑がなければ、質疑を切りたいと思いますが、御異
議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、質疑を切りことにいたします。

議長～では本案に対する討議を求めます。

議長～再開いたします（午後4時53分）

議長～議案第13号、1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算について
は、質疑の段階において総統審議にしたいと思いますが、御異議ござ
いませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～暫休憩いたします。（午後4時54分）

議長～再開いたします。（午後5時8分）

議長～議案第26号、基本財産の一般会計への繰り入れについてを議題とい
たします。
一応書記長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～一般会計からの繰り入を提案いたしましたのは、そこに書いてあります
様に今までのその一般会計の財源がどうしても今まで貯えられて來
た。積立金をそれだけ繰入れてもらえないければ、今年度の仕事がうまく
行かない様になりましたので、第1のねらいが積立て基本財産を購
入するということであります、外に又どうしてもやむを得ない場合
には、これを繰入れて使うことが出来る様になつておりましたので、
これを繰入れて今度の予算に計上したいとこう思つております。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。（午後5時10分）

議長～再開いたします。午後5時30分）

議長～本案に対する質疑がなければ、質疑を打切りたいと思いますが、御異
議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、質疑を打切ることにいたします。

議長～では本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、討論を省略することにいたします。

議長～議案第26号、基本財産基金積立金の一般会計への繰入れについてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、全会一致でもつて議案第26号、基本財産基金積立金の一般会計への繰入れについては原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後5時32分)

議長～再開いたします。(午後5時35分)

議長～休憩中にお詫びいたしました議案第27号、予算の繰越についてを、日程第24に追加願います。

議長～議案第27号、予算の繰越についてを議題といたします。
→応書記長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～現年度で執行すべき仕事であります。皆天間の今の排水がまだ工事を完了しないで、その工事を継続事業として次年度に繰り越したいと、それからもう一つはこの前更正して載いた災害対策の事業もこれもまだ継続中でありますので、この2件を継越し事業として認めて載きたいということです。これを提案しておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長～暫休憩いたします。(午後5時45分)

議長～再開いたします。(午後5時50分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

1番～この何故繰越さなくちやいけなかつたかどという理由についてですねもう少し具体的に御説明をお願いします。要するに年以内に執行出来なかつた理由について。

議長～討論省略の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、討論を省略することにいたします。

議長～議案第26号、基本財産基金積立金の一般会計への繰入れについてを表決に付します。

原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、全会一致でもつて議案第26号、基本財産基金積立金の一般会計への繰入については原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後5時32分)

議長～再開いたします。(午後5時35分)

議長～休憩中にお詫びいたしました議案第27号、予算の繰越についてを、日程第24に追加願います。

議長～議案第27号、予算の繰越についてを議題といたします。
一応書記長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～現年度で執行すべき仕事であります、普天間の今の排水がまだ工事を完了しないで、その工事を継続事業として次年度に繰り越したいと、それからもう一つはこの前更正して載いた災害対策の事業もこれもまだ継続中でありますので、この2件を継越事業として認めて載きたいということで、これを提案しておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長～暫休憩いたします。(午後5時45分)

議長～再開いたします。(午後5時50分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

- 1 番～この何故繰越さなくちやいけなかつたか?という理由についてですね
もう少し具体的に御説明をお願いします。要するに年度内に執行出来なかつた理由について。

市長～いずれも、その政府の補助金によつてやつておる事業であります。それがほとんど年更半ばから後に指令が出て、準備をしてこの事業にかかるのが、本年度の半ば後になつてそれをいろいろ準備して工事に着工するまでに先き申上げた様な時にこの普天間の排水工事の場合には場所が單独路に接しているために單の認可を受けるために2ヶ月も延びてしまふし、前次の5款の干害対策の費用についてはつい最近、特別交付金として今年度で消化するためにこの仕事を始めたのであります。どうしても年度末のせばざまつた所で一生懸命にこれをまことにあわす様に対処してはおりますけれども、今の所どうしても今年一杯でその会計年度一杯で完成し、そうにありませんので、これを事業の横越としてやりたいと思つて延期した理由と只今の提案の理由を御説明申上げたいと思います。

10番～予算はいわゆる個々の会計年度毎に独立するものと考えるものであるが、実際これを現年度、次年度に出さずにこういうふうな手続き上、出来るものであるかどうか。

総務課長～只今申上げました様に168条の2を適用したのが、今提案している議案の内容であります。この何を採用する場合には、はつきりこの6月30日には6月30日というふうにこう金銭的にも或は事業的にもけじめをつけられるものそういうものでしたら、今おつしやる方法も1つの方法としてあると思いますが、普通工事の場合にはこの分までは6月30日までのノル代領だというふうなはつきりした分限が出来ないというふうな事でそういう時には、この168条の2を適用しまして事業そのものはずっとつづけると、つづけて経費については、その同1年度の予算を2ヶ年度にまたがらして使うというのが、大体この168条の2を適用する場合の方法であります。今申上げました様に6月30日までの分、それから以後の分というふうにして、はつきりこうけじめがつけられる場合、そういう場合には今御質問の様な方法ですね。この予算の新年度ではその分を計上すると、又今度は前年度分には、この分で切るというふうな方法がある訳です。

10番～181条には結局後段の方にはそういうよく年度の才入才出予算に組入しなければならないということになつております。

総務課長～168条の2ですよ。

4番～この横越金の措置について適切な指摘だと私は思つておりますが、この災害対策費の2,420万は仮設として前に審査した内容通り執行されるのか、或は事情が大分變つているんじゃないかと思いますが、その内規についての御説明を願います。

市長～排水の方はこの前の雨が降つて後から全般的には行なわれないで、一

市長～いずれも、その政府の補助金によつてやつておる事業であります、それがほとんど年度半ばから後に指令が出て、準備をしてこの事業にかかるのが、本年度の半ば後になつてそれをいろいろ準備して工事に着工するまでに先き申上げた様な特にこの普天間の排水工事の場合には場所が軍道路に接しているために軍の認可を受けるために2ヶ月も延びてしまふし、前次の5款の干害対策の費用についてはつい最近、特別交付金として今年度で消化をするためにこの仕事を始めたのであります、どうしても年度末のせばずまつた所で一生懸命にこれをまことにあわす様に対処してはおりますけれども、今の所どうしても今年一杯でその会計年度1杯で完成し、そうにありませんので、これを事業の標題としてやりたいと思つて延期した理由と只今の提案の理由を御説明申上げたいと思います。

10番～予算はいわゆる個々の会計年度毎に独立するものと考えるものであるが、実際これを現年度、次年度に亘さずにこういうふうな手続き上、出来るものであるかどうか。

総務課長～只今申上げました様に168条の2を適用したのが、今提案している議案の内容であります。この何を採用する場合には、はつきりこの6月30日には6月30日というふうにこう金銭的にも或は事業的にもけじめをつけられるものそういうものでしたら、今おつしやる方法も1つの方法としてあると思いますが、普通工事の場合にはこの分までは6月30日までのメノ代価だというふうなはつきりした分限が出来ないというふうな事でそういう時には、この168条の2を適用しまして事業そのものはずっとつづけると、でつづけて経費については、その同1年度の予算を2ヶ年度にまたがらして使うというのが、大体この168条の2を適用する場合の方法であります。今申上げました様に6月30日までの分、それから以後の分というふうにして、はつきりこうけじめがつけられる場合、そういう場合には今御質問の様な方法でですね。この予算の新年度ではその分を計上すると、又今度は前年度分には、この分で切るというふうな方法がある訳です。

10番～181条には結局後段の方にはそういうよく年度の才入才出予算に編入しなければならないということになつておりますが。

総務課長～168条の2ですよ。

4番～この横越金の措置について適切な措だと私は思つておりますが、この災害対策費の2,420ドルは依然として前に審査した内容の通り執行されるのか、或は事務が大分變つているんじゃないかと思いますが、その内訳についての御説明を願います。

市長～排水の方はこの前の雨が降つて後から全般的には行なわれないで、一

都学校とかという所は行なつております、それから保養対策のあの井戸の工事については、今設計をしてちゃんと認可を待つておりますがまだ着工につくまでは進められておりません、干害対策の状況はそういう所であります。

4番～私が聞いておるのは、その内訳であります。この2,420 \$の、これから新年度に入つてから使われる分のこれの内訳の説明であります。

市長～これは今月一杯の予算がこれであつて新年度には、これではこのままではいかん、もし新年度に入れるんだつたら又予算の更正をしなけりやいかんと思います。

4番～私が聞いておるのは、当初の計画通り執行するということであります。が、今御説明のように飲料水の供給については、学校だけにとどまつているんだということですが、そうしますと当初の予算が大部この旨の予算がういて来るということになりますが、ういた分はどういうふうに使うのかですね、或は又私が聞いておるのはこの2,420 \$の内訳であります。その追加の場合は4,376 \$ですが、これから越える分が2,420 \$ということになると、約2,000 \$はすでに現行年度で執行済みだということになりますね、2,000 \$は執行済みだということになる民ですね。

助役～私の方からお答えいたします。今越そうとしている各町の内訳を申上げますと、職員手当の方が77 \$、それから燃料費の方が72 \$、それから借料及び損料が1,168 \$、工事請負費が800 \$、修繕費が50 \$、原材料費が253 \$というふうになつております。

4番～借料及損料の1,168を越すふうに予算を越せるか内訳を越そうという考え方ですね。そうするとその内の約500 \$はもうすでに支出済みだと、執行済みだというふうになりますね。そうすると先程の市長の御説明によりますと、その水道のですね供給する必要がですね。当時と大部事情が變つたと、ではたしてその現時点において1,168 \$のですね。給水する必要があるかどうか、現時点においてはですね、現在において今これだけを越えようとする現在において、1,168 \$分の水を学後にしろ、或は一般民間にしろですね、給水供給する必要があるかどうか、それについてお伺いいたします。

助役～その件については、現時点においてとおつしやつておられますですがこれは現時点と今度は将来ということになつた場合には、一寸聲明しかねるんじやないかと思つております。

4番～そうしますと、現在で必要でないんだが或は次年度内において必要があるかも知れないということですか。

部学校とかという所は行なつております、それから保証対策のあの井戸の工事については、今設計をしてちゃんと認可を待つておりますがまだ着工につくまでは進められておりません。干害対策の状況はそういう所であります。

4 番～私が聞いておるのは、その内訳であります。この2,420 \$の、これから新年度に入つてから使われる分のこれの内訳の説明であります。

市長～これは今月一杯の予算がこれであつて新年度には、これではこのままではいかん。もし新年度に入れるんだつたら又予算の更正をしなければいかんと思います。

4 番～私が聞いておるのは、当初の計画通り執行するということであります。が、今御説明のように飲料水の供給については、学校だけにとどまつているんだということですが、そうしますと当初の予算が大部この面の予算がういて来るということになりますが、ういた分はどういうふうに使うのかですね。或は又私が聞いておるのはこの2,420 \$の内訳であります。その追加の場合4,376 \$ですが、これから繰越になる分が2,420 \$ということになると、約2,000 \$はすでに現行年度で執行済みだということになりますね、2,000 \$は執行済みだということになる説ですね。

助役～私の方からお答えいたします。今繰越そうとしている各節の内訳を申上げますと、職員手当の方が77 \$、それから燃料費の方が72 \$、それから借料及び損料が1,168 \$、工事請負費が800 \$、修繕費が50 \$、原材料費が253 \$というふうになつております。

4 番～借料及損料の1,168 \$を繰越する理由を繰越そうという考え方ですね。そうするとその内の約500 \$はもうすでに支出済みだと、執行済みだというふうになりますね。そうすると先程の市長の御説明によりますと、その水道の供給する必要がですね。当時と大部事情が変わったと。ではたしてその現時点において1,168 \$のですね。給水する必要があるかどうか。現時点においてはですね。現在において今これだけを繰越しようとする現在において、1,168 \$分の水を学校にしろ、或は一般民間にしろですね、給水供給する必要があるかどうか、それについてお伺いいたします。

助役～その件については、現時点においてとおつしやつておられますですがこれは現時点と今度は将来ということになつた場合には、一寸言明しかねるんじやないかと思つております。

4 番～そうしますと、現在で必要でないんだが或は次年度内において必要があるかも知れないということですか。

助 役～現在でもやつてはおりますですが、

4 番～ですからこの1,168 \$のですね、じゃこれからのですね、積算はどういうことになりますか、

助 役～積算と申上げますのはですね、これは借った分を引いた残りというふうなかこうになつておりますので、必要があれば次年度において予算に計上しなくても使つて行こうと、必要がなければもう不~~用~~額になるということになる段でありますと、積算の基準については当初の予算から現在までに執行済みの分を引いた残りというふうになつております。

議 長～暫休憩いたします。（午後6時5分）

議 長～再開いたします。（午後6時8分）

4 番～助役さんにお伺いします。このまま越越しした場合、これ以外の干害対策費には見えないということになる段ですが、そうしますとこの特別交付金を交付した趣旨は現予算行年度において、干害対策にあてさせようというのが政府のこの交付金を出した趣旨だというふうに私は考えております。そうすると本市においては現行年度においては、4,000%余の政府からのその干害対策費の交付をしたんだが、現行年度においては、それを使うだけの被害はなかつたという様なこともいえるかどうかですね。

助 役～その点はいえないんじやないかと思います。

被害と対策とは別個だと思っておりますので、被害がなかつたとはいえないんじやないかと。

4 番～いや、だから政府からですね、補助してやるだけのですね、そういうふた被害の対象になるものがなかつたかどうか、ということはこの交付金そのものですね。被害の対象はこれだけだと、この予算費目に表れている分がこの交付金の対策費の対象になる段ですね。そうすると外にはあつたにしてもですね、それは事実あつたにしてもですね、市においてはこの交付金の対象にはなつていませんですね。この予算からするとどうでしょう。この予算の対象になるのはこの今費目にあげられた分しか対象になつていません。そうするこの対象になつている分から余つたということになるとですね、どんなに多大の被害があつてもですね。この交付金の被害対策費の対象にははならないということがはつきりいえる段ですか。そうしますと今度は次の年度において更に政府としては恒久的な予算を大間にこの対策費或はそういうふた様な資金を準備するといった場合ですね。本市においてその時は前年度になりますが、前年度に交付されたその資金できえですね、交付金できえ充分消費出来ないということは、果してこの費目で充分消化す

助 役～現在でもやつてはおりますですが。

4 番～ですからこの1,168万円ですね、じゃこれからですね。積算はどういうことになりますか。

助 役～積算と申上げますのはですね、これは使つた分を引いた残りというふうなかこうになつておりますね、必要があれば次年度において予算に計上しなくとも使つて行こうと、必要がなければもう不要額になるということになる訳であります。積算の基礎については当初の予算から現在までに執行済みの分を引いた残りというふうになつております。

議 長～暫休憩いたします。（午後6時5分）

議 長～再開いたします。（午後6時8分）

4 番～助役さんにお伺いします。このまま繰越しした場合、これ以外の干害対策費には使えないということになる訳ですが、そうしますとこの特別交付税を交付した趣旨は現予算年度において、干害対策にあてさせようというのが政府のこの交付金を出した趣旨だというふうに私は考えております。そうすると本市においては現行年度においては、4,000万円余の政府からのその干害対策費の交付をしたんだが、現行年度においては、それを使うだけの被害はなかつたといふ様なこともいえるかどうかですね。

助 役～その点はいえないとおもいます。

被害と対策とは別個だと思っておりますので、被害がなかつたとはいえないんじやないかと。

4 番～いや、だから政府からですね、補助してやるだけですね、そういう一つの被害の対象になるものがなかつたかどうか、ということはこの交付金そのものですね、被害の対象はこれだけだと、この予算費目に表れている分がこの交付金の対象費の対象になる訳ですね。そうすると外にはあつたにしてもですね、それは事実あつたにしてもですね。市においてはこの交付税の対象にはなつていません、この予算からするとそうでしょう。この予算の対象になるのはこの今費目にあげられた分しか対象になつていません。そうするこの対象になつている分から余つたということになるとですね、どんなに多大の被害があつてもですね、この交付税の被害対策費の対象にはなはならないということがはつきりいえる訳ですか。そうしますと今度は次の年度において更に政府としては恒久的な予算を大副にこの対策費或はそういうふた様な資金を準備するといった場合にですね、本市においてその時は前年度になりますが、前年度に交付されたその資金でさえですね、交付金でさえ充分消費出来ないということは、果してこの費目で充分消化す

るということは今の段階においては、はつきりした見透しがつかないというお話ですが、そうしますとこれからも若干又不規則に出る可能性もある訳ですね、そうしますと外に今度はその金をその資金を交付しようといった場合にですね非常にこの議意の面で、その折衝の場合に困くなるらぬいかどうか、尚又この金をですね、前の説明ではですね財に向うからどういうものに使いなさいといつた様な指示はなかつたという様なお話でしたので、何故これだけの金があるのにですねこれ以外に選用してですね、じやんじやん仙の災害の対策費としてですね、対策費にあてられないかどうか・そうすればですね完全に私は消化するんじやないかと思いますが、現行年度においてですね、そうすれば次の年度においては、新年度においては政府からもらつた交付金ではどうにもならないんだと、そうして更に要求出来るんだといつた様な強い所の折衝がですね、私は出来るんじやないかというふうに考える段ですがね。

助 役～お答えします。4番さんの御質問は補助金と交付税とを一寸一諸な考え方でおられるんじやないかと思つております、そういう懸念・補助金式の何んでございませんのでそういう懸念は全然ないんじやないかと思つております。

4 番～私がいうのは、交付金そのものがですね、交付金を更に干害対策費の交付金としてですね、こういつた様な特別交付金がですね、更に新年度もですね、交付される場合にですね、それは補助金は別個として現行年度は特別交付税としてやつておるんだが、支出年度においても、そういつた様な特別交付税が交付される場合にですね、果して前年度においてもやつた資金もですね、消化しきれないのに更に今度は、そういう各市町村のですねフルイにかけて確定の場合にですね、非常に困くならぬいかどうか。

助 役～だから補助金であつたらそういうことになりますですが、交付税については、そういうことはあり得ないと思つております。

4 番～懸念することは全然ないということですか、今後の交付金の執行については。

議 長～質疑も大部ついた様であります、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないようありますので、本議に対する質疑を打ち切ることにいたします。

議 長～本議に対する討論を始めます。

るということは今の段階においては、はつきりした見透しがつかないというお説ですが、そうしますとこれからも若干又不規則に出る可能性もある説ですね、そうしますと外に今度はその金をその資金を交付しようといつた場合にですね非常にこの誠意の面で、その折衝の場合に弱くならぬいかどうか、尙又この金をですね、前の説明ではですね別に向うからどういうものに使いなさいといがつた様な指示はなかつたという様なお話でしたので、何故これだけの金があるのにですねこれ以外に運用してですね、じやんじやん他の災害の対策費としてですね・対策費にあてられないかどうか・そうすればですね完全に私は消化するんじやないかと思いますが、現行年度においてですね・そうすれば次の年度においては、新年度においては政府からもらつた交付金ではどうにもならないんだと、そして更に要求出来るんだといがつた様な強い所の折衝がですね、私は出来るんじやないかというふうに考える説ですがね。

助 役～お答えします。4番さんの御質問は補助金と交付税とを一寸一諸な考え方でおられるんじやないかと思つております、そういう懸念・補助金式の何んぞございませんのでそういう懸念は全然ないんじやないかと思つております。

4 番～私がいうのは、交付金そのものがですね、交付金を更に干渉対策費の交付金としてですね、こういつた様な特別交付金がですね、更に新年度もですね、交付される場合にですね、それは補助金は別個として現行年度は特別交付税としてやつておるんだが、支出年度においても、そういういつた様な特別交付税が交付される場合にですね、果して前年度においてもやつた資金もですね、消化しきれないのに更に今度は、そういう各市町村のですねフルイにかけて査定の場合にですね、非常に薄くならないかどうか。

助 役～だから補助金であつたらそういうことになりますですが、交付税については、そういうことはあり得ないと思つております。

4 番～懸念することは全然ないということですか、今後の交付金の給付については。

議 長～質疑も大部つきた様であります、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないようでありますので、本案に対する質疑を打ち切ることにいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

1 番～本案は4款の土木費及び5款の社会及び付随施設費の超過につきましては、現在執行中の事業でありますて、原案通り超過することに賛成いたします。

議長～外にありませんか。なければ本案に対する討論を切りたいと思いま
すが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～議案第27号、予算の超過についてを表決に行します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、全会一致で議案第27号、予算の超過については原案通り可決決定いたします。

議長～議案第20号、宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。
総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～本案につきましては、委員会において3日間にわたる審査をやつ
た次第ですが、なにしろ本市の機構改革並びに定数の人員の障壁
の整備といった様な非常に重要な問題であつて、我々も限られた時
間活動の目次において、一応超過時間をもつて審査しましたが、報告
の段階において、我々が気がつかなかつた点が指摘され、そいつた
様な点が後もう少し審査する点が若干ございますので、一応はこの報
告を最初いたしまして、そして再審査して更に次の本会議に報告いた
したいと思っております。以上の理由で設回いたしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議長～暫休憩いたします。(午後6時17分)

議長～再開いたします。(午後6時45分)

議長～只今総務委員長より、委員会報告書を設回したいという申入れがござ
いましたが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、委員会報告書を設回することを承認する
ことにいたします。

を議題といたします。
総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～本案につきましては、委員会において3日間にわたる審査をやつた訳であります。なにしろ本市の機構改革並びに定数の人員の陣容の整備といつた様な非常に重要な問題であつて、我々も限られた委員会活動の日数において、一応超過時間をもつて審査しましたが、報告の段階において、我々が気がつかなかつた点が指摘され、そういう點が後もう少し審査する点が若干ございますので、一応はこの報告を撤回いたしまして、そして再審査して更に次の本会議に報告いたしたいと思つております。以上の理由で撤回いたしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議長～暫休憩いたします。(午後6時17分)

議長～再開いたします。(午後6時42分)

議長～只今総務委員長より、委員会報告書を撤回したいという申入れがございましたが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので、委員会報告書を撤回することを承認することにいたします。

お早めに事務局にて御用紙を申込み、必ず手渡しで御用紙を取扱い願ふ事

(新議事日記)

お早めに事務局にて御用紙を申込み、必ず手渡しで御用紙を取扱い願ふ事

(会議規則) お早めに量問に

(会議規則) お早めに量問に

お早めに量問に

下の如くお聞かねばよし。下の用印を捺印せられ下置の手印の
事務局にて承りて、そして量問に直に取扱いに當る事務部に御用紙を
提出せられました。この如きは、この用印を士官等が持つて量問へ送付する
事務部に於いて、それが御用紙であることを認められ、又御用紙としての性質を認
めた上で、それを御用紙として承りた。その御用紙が何事かの事務部に於いて、
それを御用紙として承りた。その御用紙が何事かの事務部に於いて、
それを御用紙として承りた。その御用紙が何事かの事務部に於いて、
それを御用紙として承りた。その御用紙が何事かの事務部に於いて、
それを御用紙として承りた。その御用紙が何事かの事務部に於いて、
それを御用紙として承りた。その御用紙が何事かの事務部に於いて、
それを御用紙として承りた。その御用紙が何事かの事務部に於いて、
それを御用紙として承りた。

お早めに量問に

議 事務局にて承りた。

議 食事休憩いたします。(午後6時44分)

議 長～再開いたします。(午後6時53分)

議 長～本日の全日程が全部終了いたしましたので、これをもちまして議会を
(本日の)終ることにいたします。尚明日は午前10時より再開することにいたします。

議 長～散会(午後6時54分)

1 番～本案は 9 款の土木費及び 5 款の社会及び労働施設費の総額につきましては、現在執行中の事業であります、原案通り議越することに賛成いたします。

議長～外にありませんか、なければ本案に対する討論を切りたいと思いま
すが、御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～議案第 27 号、予算の総額についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、全会一致で議案第 27 号、予算の総額に
ついては原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後 6 時 47 分)

議長～再開いたします。(午後 6 時 53 分)

議長～本日の全日程が全部終了いたしましたので、これをもちまして議会を
(本日の)終ることにいたします。尚明日は午前 10 時より再開する
ことにいたします。

議長～散会(午後 6 時 54 分)